

平成 2 9 年度原子力総合防災訓練

実施成果報告書

平成 3 0 年 3 月

内閣府（原子力防災担当）

目次

はじめに	1
第1節 平成29年度原子力総合防災訓練の概要	1
1 目的	1
2 実施時期	1
3 防災訓練の対象となる事業所	1
4 実施場所等	1
5 参加機関	2
5.1 指定行政機関等	2
5.2 指定地方行政機関等	2
5.3 地方公共団体等	2
5.4 指定公共機関等	2
5.5 指定地方公共機関等	2
5.6 原子力事業者	2
5.7 その他	2
5.8 訓練参加数	3
6 訓練の概要	3
6.1 訓練想定	3
6.2 訓練の流れ	3
7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練	4
8 訓練による継続的改善（P D C Aサイクル）	4
第2節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価要領等	5
1 評価目的	5
2 評価種別・方法、体制	5
2.1 評価種別・方法	5
2.2 評価体制	5
3 評価要領	5
3.1 評価の重要性	5
3.2 基本的考え方	5
3.3 重視した評価の視点	7
3.4 評価の留意事項	7
3.5 A A R（After Action Review：事後検討会）	8
3.6 評価結果の整理	8
第3節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価結果	8
1 重点訓練項目に係る評価結果	8
1.1 実施概要	8
1.1.1 迅速な初動体制の確立訓練	8
1.1.2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練	8
1.1.3 住民避難等の実動訓練	10
1.2 評価結果	10

1.2.1	迅速な初動体制の確立訓練	10
1.2.2	中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練	11
1.2.3	住民避難等の実動訓練	11
2	訓練項目ごとの評価結果	12
2.1	国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	12
2.1.1	緊急時体制確立訓練	12
2.1.2	オフサイトセンター運営訓練	18
2.1.3	情報共有及び意思決定訓練	23
2.1.4	緊急時モニタリング実施訓練	29
2.1.5	広報対応訓練	32
2.2	国が参加主体となる訓練	34
2.2.1	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	34
2.2.2	原子力災害対策本部等の運営訓練	35
2.2.3	海外対応訓練	42
2.3	関係地方公共団体が参加主体となる訓練	43
2.3.1	災害対策本部等の運営訓練	43
2.3.2	P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	52
2.3.3	P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練	55
2.3.4	U P Z内住民の屋内退避実施訓練	56
2.3.5	U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練	57
2.3.6	交通規制・警戒警備訓練	60
2.3.7	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	61
2.3.8	原子力災害医療訓練	62
2.4	原子力事業者が参加主体となる訓練	63
2.4.1	対策本部運営訓練	63
2.4.2	通報連絡訓練	66
2.4.3	警備・避難誘導訓練	67
2.4.4	原子力災害医療訓練	67
2.4.5	事故収束訓練	68
2.4.6	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	68
2.4.7	原子力事業者支援連携訓練	70
2.4.8	緊急時モニタリング実施訓練	70
3	訓練方法の評価結果	72
3.1	訓練方法の評価の重要性	72
3.2	訓練項目ごとの訓練方法の評価結果	72
	今後に向けて	80

はじめに

国、地方公共団体、原子力事業者等が参加し、原子力災害発生時の対応体制を確認するため、平成29年9月3日（日）及び4日（月）に玄海原子力発電所を対象として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第13条第1項に基づく原子力総合防災訓練を実施した。

今回の訓練では、「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画を検証することなどを目的として、関係閣僚、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体、原子力事業者、住民等の多様な主体の参加の下で訓練を行い、万一の原子力災害発生時に誰がどのような役割を担い、誰とどのように連携するかなど、緊急時対応に盛り込まれた対応を訓練参加者が自ら実践して確認した。

訓練後には、外部専門家の意見や住民を含む訓練参加者のアンケート結果等から課題及び反省点を抽出し、今後の各種計画・マニュアル等の見直しに資することとした。

以下、訓練実施成果を報告する。

第1節 平成29年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原災法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成29年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施した。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成29年9月3日（日）8：30～17：00

平成29年9月4日（月）8：30～17：00

3 防災訓練の対象となる事業所

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

4 実施場所等

東京都 官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

佐賀県 佐賀県庁、佐賀県オフサイトセンター、玄海町、唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、小城市、みやき町、江北町

長崎県 長崎県庁、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

福岡県 福岡県庁、糸島市、行橋市、筑紫野市、新宮町
その他 九州電力株式会社本店・玄海原子力発電所 等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5.2 指定地方行政機関等

九州管区警察局（佐賀県情報通信部、長崎県情報通信部、福岡県情報通信部）、九州地方整備局、九州運輸局、福岡管区気象台（佐賀地方気象台、長崎地方気象台）、第七管区海上保安本部（唐津海上保安部、長崎海上保安部、佐世保海上保安部、福岡海上保安部）、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、玄海原子力規制事務所 等

5.3 地方公共団体等

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、小城市、みやき町、江北町、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、糸島市、行橋市、筑紫野市、新宮町、佐賀県警察（本部、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署）、長崎県警察（本部、松浦警察署、佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、平戸警察署、江迎警察署、壱岐警察署、川棚警察署）、福岡県警察（本部、糸島警察署、筑紫野警察署、粕屋警察署、行橋警察署）、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、松浦市消防本部、佐世保市消防局、平戸市消防本部、壱岐市消防本部、糸島市消防本部、福岡市消防本部 等

5.4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社（佐賀県支部、長崎県支部）、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社佐賀支店、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ佐賀支店、ソフトバンク株式会社 等

5.5 指定地方公共機関等

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館、公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人佐賀県医師会、佐賀県旅客船協会、長崎県医師会、一般社団法人長崎県バス協会、公益社団法人福岡県医師会、公益社団法人福岡県看護協会、一般社団法人福岡県バス協会 等

5.6 原子力事業者

九州電力株式会社

5.7 その他

一般社団法人佐賀県放射線技師会、佐賀県老人福祉施設協議会、一般社団法人佐賀県介護老人保健施設協会、長崎大学、国立病院機構長崎医療センター、地方独立行政法人佐世保総合医療センター、県北地区老人福祉施設連絡協議会、松浦市社会福祉協議会、佐世保市老人福祉施設連絡協議会、九州大学、公益社団法人福岡県診療放射線

技師会、福岡県老人福祉施設協議会、糸島市社会福祉協議会 等

5.8 訓練参加数

参加機関 367 機関
参加人数 約7,000人

[内訳]	指定行政機関等	21 機関	約400人
	指定地方行政機関等	30 機関	約260人
	地方公共団体等	118 機関	約1,900人
	指定公共機関等	9 機関	約60人
	指定地方公共機関等	17 機関	約40人
	原子力事業者	1 機関	約490人
	その他関係機関	171 機関	約610人

住民等の参加人員 約3,200人

6 訓練の概要

6.1 訓練想定

九州電力株式会社玄海原子力発電所4号機において、定格熱出力一定運転中のところ、佐賀県北部で地震が発生した。その後、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

今回の原子力総合防災訓練においては、1日目(9月3日)に警戒事態発生に伴う緊急時体制確立訓練を実施するため、7:30に地震発生に伴う警戒事態の状況を付与した。その後、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、長崎県西方及び壱岐・対馬において波浪注意報が継続される中、原子力災害の事態が進展する複合災害の想定とした。

また、2日目(9月4日)に緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の一部住民を一時移転させる訓練を実施するため、事故想定を放射性物質の放出後にスキップするなど、運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)であるOIL2の基準を超える緊急時モニタリング結果を状況として付与した。

6.2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から住民避難等の実動訓練まで、以下に示す3段階に区分し、重点訓練項目として実施した。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣(原子力防災担当) 国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「OFC」という。)及び原子力施設事態即応センター(以下、「即応センター」という。)(九州電力株式会社本店)等に派遣する。

第2段階：中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練
官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）OFC、佐賀県庁、長崎県庁、福岡県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。地震、波浪及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

併せて、事態の進展に応じた防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる関係地方公共団体への指示等を実施する。

第3段階：住民避難等の実動訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難を行う。また、UPZ内の住民について、屋内退避を実施する。

緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

放射性物質の放出を想定し、OILの基準に基づき、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施する。

7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練

原子力総合防災訓練の実施に当たっては、より効果的な成果が得られるよう、訓練の前提となる「玄海地域の緊急時対応」を踏まえ、事前に計6回に及ぶ訓練等を段階的に実施した。具体的には、当初段階として、官邸及びERCの立ち上げや機材の取扱いに係る基礎的訓練を行って要員個人の能力向上を図りながら、実践段階として、各機能班及び各拠点が組織的活動を行って活動要領や連携要領を確認するための訓練を積み重ねた。これらの訓練を通じて、要員個人の能力を磨きながら組織的活動要領の習熟を図るとともに、各事態における防護措置の実施方針や指示文・公示文等の実災害時において避難等の意思決定を図るために必要となる基礎資料の準備を進めた。以上のプロセスを原子力総合防災訓練の一環として実施し、段階的訓練で積み重ねた成果を国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で確認した。

原子力総合防災訓練は、多様な参加主体の下で限られた時間に意思決定から実動までの一連のプロセスを訓練するものであるため、各要員の習熟訓練や要素ごとの訓練等を積み上げ、それらの成果を原子力総合防災訓練で最終確認するというプロセスを経ることの重要性を改めて確認した。

8 訓練による継続的改善（PDCAサイクル）

原子力総合防災訓練については、あらかじめ定めた訓練の目的・目標が達成できるよう段階的に訓練を実施するとともに、個々の訓練項目・内容ごとに継続的な改善を図ることとしている。

訓練によるPDCAサイクルが、「緊急時対応」を含む原子力防災のPDCAサイクルと両輪をなして機能することにより、原子力防災体制の充実・強化が図られる。

第2節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価要領等

1 評価目的

平成29年度原子力総合防災訓練において、国、地方公共団体、原子力事業者等が事態の進展に応じて行う応急対策業務に係る活動状況を評価することにより、防災体制の実効性の確認、「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証及び改善に資することを目的とする。

2 評価種別・方法、体制

2.1 評価種別・方法

自己評価及び外部評価により、訓練対象（計画、組織能力、個人能力、リソース）の評価及び訓練方法（訓練内容、訓練方式等）の評価を実施した。

- (1) 自己評価は、各訓練拠点の訓練参加者の振り返り、アンケート等により訓練における良好点及び改善点を抽出した。
- (2) 外部評価は、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、委託評価員をもって、訓練対象の活動を評価チェックシート及び観察による気づきを時系列で記録することにより実施した。また、専門性に立脚した指摘と評価結果の妥当性の確保を目的として、外部専門家による評価を実施した。主に、官邸、ERC、OFC等でのそれぞれの視点に基づく評価を実施した。

2.2 評価体制

評価体制は、評価総括責任者を内閣府政策統括官（原子力防災担当）、副責任者を内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）とし、企画調整班（班長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災・訓練担当）付訓練評価専門官）、講評整理班（班長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官）、各拠点評価班（班長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官）に加え、各拠点に評価員（内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官、原子力規制庁上席放射線防災専門官、委託評価員）及び外部専門家を配置して評価を行った。

緊急時モニタリング訓練については、原子力規制庁が評価を行い、その他の訓練については内閣府が評価を行った。なお、評価結果の取りまとめは内閣府が行った。

3 評価要領

3.1 評価の重要性

訓練評価は、2つのPDCAサイクル（原子力防災のPDCAサイクル、訓練方法のPDCAサイクル）の要である。訓練の評価結果を受け、仕組みとして改善すべき点や組織又は個人として能力向上させるべき点などを把握し、地域防災計画・避難計画、緊急時の対応体制や訓練方法の改善に繋げていくことが重要である。

原子力防災：原子力災害対策に係る体制、計画、設備、運用、要員の能力等、仕組み全体の総称

3.2 基本的考え方

訓練の評価は、訓練の目的及び目標と一貫して行うことが重要である。目的や目標が適切に設定されていたとしても、評価基準が適切でない、あるいは評価すべき点に欠落がある場合には、参加者の緊急時対応能力の向上や原子力防災の改善には繋がら

ない。このため、以下の基本的考え方に基づき、訓練の評価を行った。

(1) 実績評価

主要活動項目に係る活動を訓練参加者が実施した「結果」を評価する。すなわち、「実績目標」の達成そのものが評価基準となる。

主要活動項目：訓練対象者が訓練で実施する主要な活動項目であり、訓練の実施状況の把握、その結果の検証を的確に行うため、訓練目標ごとに設定する指標

(2) プロセス評価

主要活動項目に係る活動を訓練参加者が実施した手順や経過であり、活動検証要素¹にあたる。訓練において実施した活動について、定められた手順どおりに実施したか、必要な検討を行った上で行動を決定したかなどを評価する。それぞれの活動検証要素を「実施したか/しなかったか」、「一定時間内に実施したか」などが評価基準²となる。

1 活動検証要素：主要活動項目ごとに、訓練対象者の活動として検証すべき要素

2 評価基準：主要活動項目の内容に関する実績目標の到達度を評価するため、活動検証要素ごとに具体的な基準として定める。訓練評価者は、この基準を基に訓練の評価（プロセス評価）を行う。なお、評価基準の設定にあたっては、活動の成立要件を踏まえて設定する。

(3) 総合評価

訓練対象の評価

訓練参加者の活動の「実績」及び「プロセス」を主として評価する。その際、訓練参加者の訓練中の行動の正否のみを評価せず、成立要件の視点から、実績やプロセスが不適切であった要因を分析することが重要である。

成立要件：主要活動項目及び活動検証要素に当たる活動の前提となる計画・マニュアル等、組織及び個人の能力、リソース（要員・資機材等）である。「実績評価」、「プロセス評価」によって得られた評価結果を、「成立要件」の観点から課題の要因分析をする。

訓練方法の評価

「緊急時対応」を含む原子力防災のPDCAサイクルを進めるためには、実践的な訓練により抽出された教訓に基づき地域防災計画・避難計画や緊急時の対応体制、関係マニュアル等の改善のほか、訓練方法の評価を行い、訓練の実効性を高めることが重要である。このため、訓練内容や方式のPDCAサイクルを進めることを目的に訓練方法の評価を行う。

訓練方法の評価では、訓練の目的を踏まえ、訓練項目に応じた目標の設定状況等の評価のために必要な事項について訓練の企画段階において明確にした上で、それに基づいた訓練が実施されたかどうか、訓練方式等の課題や訓練目的に沿ったシナリオ・状況付与であったかどうかなどについて確認する。

3.3 重視した評価の視点

評価に当たっては、特に、各拠点における初動体制の確立、防護措置の実施方針の策定や意思決定に必要となる情報の収集・共有、調整・連携等について以下を重視して評価を実施した。

- (1) 迅速な初動体制の確立
 - 各拠点における要員の迅速な参集
 - 迅速な初動体制の確立
 - 事態の進展に応じた本部の設置
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定
 - 警戒事態における防護措置準備の要請
 - 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の策定・決定
 - 施設敷地緊急事態における防護措置の要請
 - 全面緊急事態における防護措置の実施方針の策定・決定
 - 全面緊急事態における避難指示の発出
 - 一時移転等の実施方針の策定
 - 複合災害時における防災業務関係者への助言、支援
- (3) 住民避難等の実動訓練
 - P A Z内及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域の住民避難
 - U P Z内住民の一時移転等

3.4 評価の留意事項

官邸、E R C、O F C、県災害対策本部等の運営、各機能班の連携等に係る評価の観点として、各事態における防護措置の実施方針、指示文・公示文の作成及び会議体の運営を重視して各拠点及び各機能班の活動を評価した。

- (1) 適時性（業務計画）
 - ・「いつ、何を」しなければいけないかを判断しているか、業務（見積り、計画作成・修正等）の焦点、優先順位を設定しているか。
 - ・所要の時期（会議、避難開始）までに作業をしているか。
- (2) 先行性（事前準備）
 - ・プラントの事故進展 / 避難計画（原災法第10条、原災法第15条、放射性物質放出後のO I L 2の判断（それぞれ予期を含む。））に基づき、状況推移を判断し、所掌事項について継続的に見積りを行い、避難計画の実施に向けて先行的に準備をしているか。
- (3) 並行性（相互調整）
 - ・官邸から各県災害対策本部までの関係機関（実動組織、指定公共機関等）及び各拠点内の機能班等が同時並行的に情報共有、相互調整等を行い、時間の節約、問題点を早期に発見して、解決を容易にして調整を円滑にしているか。
- (4) 完全性（実施結果）
 - ・避難計画、緊急時対応の実施を十分に具現できるよう作業をしているか。
 - ・業務の重要な結節毎（施設敷地緊急事態、全面緊急事態、放射性物質放出後のO I L 2の判断（それぞれ予期を含む。））において、適時、情報共有して周到綿密に業務を進めているか。
 - ・避難状況の確認を確実に実施しているか。

3.5 AAR (After Action Review: 事後検討会)

訓練の計画者と参加者に、実際に何がなぜ起こったかを正確に認識させ理解させること及び同じ理由で同じ失敗を繰り返すことを防ぐためのフィードバックを目的として、AARを実施した。

AARは、軍の将校・兵士に効果的な反省を促すことができるプログラム研究の成果として米軍で開発された手法である。「ここが良かった、悪かった、ここを改善しなさい」といった一方的なアドバイスではなく「ここがどう良かった、悪かった、ここをどう改善しなければならないか」を当事者に問いかけ、自らが理解と自立できるようにする「自己(組織)評価支援システム」である。

3.6 評価結果の整理

評価結果は、訓練終了後に実施されたAAR終了後、関係者への評価結果の照会等を経て、良好な事項及び助長策、改善すべき事項及び今後の対策に区分し、訓練実施成果報告書として取りまとめた。なお、本報告書に記載した評価内容は、自己評価及び外部評価による多様な意見を整理・統合し取りまとめたものであり、今後の改善や検討の資とするものである。

第3節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価結果

1 重点訓練項目に係る評価結果

1.1 実施概要

1.1.1 迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、ERCでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部(以下「原子力事故警戒本部」という。)の設置等に係る措置を行うとともに、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、佐賀県、長崎県及び福岡県において、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等を実施した。

原災法第10条通報を受け、官邸及びERCでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(以下「原子力事故対策本部」という。)の設置等に係る措置を行うとともに、OFCへの内閣府副大臣(原子力防災担当)をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センターへの原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を実施した。

原災法第15条該当事象の連絡を受け、中央及び現地組織の構成員となるべき関係省庁の職員をERC及びOFCの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置を実施した。(*)

*北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更した。

1.1.2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

(1) 警戒事態

警戒事態においては、玄海原子力発電所4号機の事故の進展により原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当したことから、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、安定ヨウ素剤の配布準備、

緊急時モニタリング準備に係る要請及び施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を策定・決定した。

具体的には、佐賀県北部での地震の発生と、福岡地方、佐賀県北部及び長崎県北部において波浪注意報が継続しているとの想定のもと、佐賀県では、避難等に際しての基本的考え方に基づき、地震からの安全を確保することを優先した上でP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を決定した。長崎県では、P A Zに準じた防護措置を実施する地域の一部に離島（黒島）が含まれることから、避難等に際しての基本的考え方に基づき、地震からの安全を確保することに加えて黒島の施設敷地緊急事態要避難者について、海路避難が可能となるまでの間の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を決定した。

（2）施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態においては、波浪及び地震との複合災害時における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方に基づき、施設敷地緊急事態における要請及び全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）を策定・決定した。

具体的には、佐賀県では、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避、P A Z内住民の避難準備等を決定した。長崎県では、波浪注意報が継続していることから、P A Zに準じた防護措置を実施する地域である黒島の施設敷地緊急事態要避難者について、引き続き海路避難が可能となるまでの間の放射線防護対策施設への屋内退避等を決定した。

（3）全面緊急事態

全面緊急事態においては、波浪注意報の継続により海路避難が困難である黒島の住民等の孤立状況や、プラントの事故進展及び道路啓開に係る対応状況も考慮の上、中央と現地が連携（原子力災害対策本部と非常災害対策本部の合同会議やO F Cにおける原子力災害合同対策協議会の開催等）して、波浪及び地震との複合災害時における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方に基づき、全面緊急事態における指示及び防護措置の実施方針の確認を行った。

具体的には、佐賀県では、P A Z内住民の避難、安定ヨウ素剤の服用等を決定した。長崎県では、波浪注意報が継続していることから、P A Zに準じた防護措置を実施する地域である黒島の住民について、放射線防護対策施設への屋内退避を指示し、その後、天候回復後に避難体制が整い次第、海路避難を行うことを決定した。また各県では、U P Z内住民の屋内退避を行うことを決定した。

（4）U P Z内一部住民の一時移転

玄海町においては、全面緊急事態後の緊急時モニタリング実施計画に基づく測定の結果、一部の地区においてO I L 2を超える空間線量率が計測されたことから、原子力災害対策本部では一時移転の対象となる地域を特定し、一時移転の指示を行った。O F Cにおける原子力災害合同対策協議会では、玄海町における一時移転等の実施方針（案）を策定・決定した。

1.1.3 住民避難等の実動訓練

(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難

原子力事故対策本部からの要請に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、長崎県及び松浦市は、避難対象地域に離島を含むため、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施した。

その際、決定した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難について、国、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

(2) P A Z内住民の避難

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの指示に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、長崎県及び松浦市は、避難対象地域に離島を有するため、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難を実施した。

その際、O F Cにおける原子力災害合同対策協議会で決定した全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内住民の避難について、国、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

(3) U P Z内一部住民の一時移転

玄海町は、原子力災害対策本部からの指示に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内となった新田地区の住民は、自家用車又はバスにより一時移転を実施した。一時移転に際しては、バス集合場所で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布、避難経路上に設置した避難退域時検査場所である多久市陸上競技場で避難退域時検査（必要に応じて簡易除染）を行い、一時移転を実施した。

その際、O F Cにおける原子力災害合同対策協議会で決定した一時移転等の実施方針に基づき、対象地域内住民の一時移転について、国、佐賀県、玄海町等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

上記のほか佐賀県（唐津市、伊万里市）、長崎県（松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市）及び福岡県（糸島市）で個別の想定に基づき一時移転訓練を実施した。

1.2 評価結果

全般として、重点訓練項目である迅速な初動体制の確立訓練、中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練、住民避難等の実動訓練について、それぞれ適切に実施することができた。

1.2.1 迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、E R C、佐賀県、長崎県及び福岡県において、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備について、基本的手順を適切に実施できた。また、原災法第10条通報を受け、原子力事故対策本部の設置等に係る措置、内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センターへの原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁

職員の派遣準備の要請について、基本的手順を適切に実施できた。特に、国職員の緊急派遣に当たっては、急遽、着陸空港を変更したが、現地での緊急輸送も含め適切に対応できた。さらに、原災法第15条該当事象の連絡を受け、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置について、基本的手順を踏まえつつ適切に実施できた。(*)

今後、主な検討すべき事項として、OFCへの移動状況の把握に係る方策や民間バス等の手配方法等を具体化する必要がある。

*北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更した。

1.2.2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

福岡地方、佐賀県北部及び長崎県北部において波浪注意報が継続される中、佐賀県北部において地震が発生するとともに原子力災害の事態が進展する複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地が必要な情報共有等を図り、円滑かつ確実な住民避難等を図るための要請、指示及び防護措置の実施方針の検討及び意思決定について、基本的手順を適切に実施できた。この際、地震からの安全確保を優先することや波浪により海路避難が困難な場合は屋内退避を行うことなど地震及び波浪との複合災害における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方を示すことができた。

今後、検討すべき主な事項として、事態の推移に応じて効率的かつ効果的な活動ができる体制の構築が必要であり、OFCと関係地方公共団体の連携体制の強化、実施方針の策定プロセスの理解促進等のほか、防災業務関係者への放射線防護に係る助言等の発出時期・内容を含めた手順の検討が必要である。また、現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害における実動組織の合同調整所が実災害においても運用されているため、原子力災害を含む複合災害時におけるOFCの体制や合同調整所の活用の在り方について検討が必要である。さらに、各拠点の統合原子力防災ネットワーク機器の充実のほか、災害関連情報の重畳表示が可能な地理情報システム(以下「GIS」という。)の活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るための共通状況図(以下「COP」という。)の整備について検討する必要がある。

1.2.3 住民避難等の実動訓練

原子力事故対策本部からの要請に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、避難対象地域に離島を含む長崎県及び松浦市は、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を適切に実施できた。また、原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの指示に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、避難対象地域に離島を含む長崎県及び松浦市は、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難を適切に実施できた。さらに、原子力災害合同対策協議会で決定された一時移転等の実施方針に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示するとともに、避難退域時検査や安定ヨウ素剤(模擬)の緊急配布を行い、適切に一時移転が実施できた。

今後、検討すべき主な事項として、自家用船舶の活用の可能性も含め離島からの海路避難の充実方策の在り方について検討することも必要である。

2 訓練項目ごとの評価結果

2.1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

2.1.1 緊急時体制確立訓練

(1) 訓練概要

初動体制を迅速に確立し初期対応を的確に実施するため、原子力事故警戒本部から原子力災害対策本部等の設置を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、九州電力株式会社 等

(3) 訓練内容

警戒事態

警戒事態の発生とともに、内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員の一部）は、官邸及びE R Cに参集するとともに、原子力事故警戒本部の設置等に係る措置を行う。

施設敷地緊急事態

原子力事業者より原災法第10条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員）は官邸及びE R Cに参集するとともに原子力事故対策本部の設置等に係る措置を行う。また、O F Cへの内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センター等への原子力規制庁の職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を行う。関係地方公共団体等は、国からの参集要請に基づきO F Cへ職員の派遣を行う。

全面緊急事態

原子力事業者からの原災法第15条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員は、関係省庁の中央及び現地組織の構成員である職員を官邸、E R C及びF Cの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部等の設置に係る措置を行う。

(4) 実施概要

官邸

(警戒事態)

地震発生後、直ちに内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員の一部）が官邸に参集し、情報収集等の初動対応を行った。

また、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び原子力規制庁次長が参集し、不測事態に備える体制を確立した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、直ちに内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を本部長とする原子力事故対策本部の体制を確立するとともに、同本部会議を開催し、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめ

とする国の職員・専門家の現地への緊急輸送等の実施を判断し、決定した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、直ちに九州電力株式会社玄海原子力発電所に係る原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置した。

E R C

(警戒事態)

地震発生後、直ちに原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当)を本部長とする原子力事故警戒本部を設置して体制を確立するとともに、関係省庁、関係地方公共団体等に対して必要な情報連絡等を行った。

また、関係地方公共団体に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等に係る要請文を発出するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)について佐賀県、長崎県及び福岡県と調整を進めた。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、直ちに原子力事故対策本部を設置し体制を確立するとともに、O F Cに対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況及び全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成状況を確認し、必要に応じて官邸等と共有した。特に、E R C実動対処班を速やかに中央合同庁舎第8号館に移動させ、非常災害対策本部事務局事案対処部門との合同オペレーションにより、実動組織の派遣及び物資調達・輸送に関して、国としての一元的な総合調整に係る体制を確立した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、直ちに原子力災害対策本部事務局の体制を確立し、官邸、O F C、非常災害対策本部事務局等と必要な連絡・調整に係る体制を確立した。

O F C

(警戒事態)

地震発生後、直ちに玄海原子力規制事務所の原子力防災専門官がO F Cの立ち上げを行って原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部(以下「原子力事故現地警戒本部」という。)を設置し、情報収集・連絡体制を確立した。その後、県内外の各機関から逐次要員が参集しつつある状況において、情報収集等の活動を開始した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部(以下「原子力事故現地対策本部」という。)を設置し、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況等の情報収集の体制を確立した。その後、内閣府副大臣(原子力防災担当)をはじめとする国職員等の到着に合わせて第2回原子力事故現地対策本部及び現地事故対策連絡会議合同会議(以下「現地事故対策連絡会議」という。)を開催し、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の把握や全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の策定に係る体制を確立した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、直ちに現地対策本部長を内閣府副大臣(原子力防災担当)、事務局長を内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)とする原子力災害現地対策本部を設置し、体制を確立した。原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会

議後に第1回原子力災害合同対策協議会を開催し、全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認して現地における対応を開始した。

佐賀県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに佐賀県知事を本部長とする県災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、地震に伴う被害状況の確認を行ったほか、自衛隊に対し災害派遣要請を実施した。その後、関係機関とバス、船舶、ヘリコプター等の輸送手段の確保や広域避難先となる県内市町との連絡・調整に係る体制を確立した。

また、玄海原子力発電所の状況確認や平常時モニタリングの監視強化を図るとともに、事態の進展に備え、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を実施するとともに、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、OFC内に県現地災害対策本部を設置した。

また、事態の進展に備えて、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、原子力災害合同対策協議会に参加し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を開始した。

玄海町

(警戒事態)

地震発生後、直ちに玄海町長を本部長とする玄海町災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載により施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。また、広報により住民等に対して情報の周知と警戒の呼びかけを行った。さらに、被災状況、職員安否情報の収集を行ったほか、事態の進展に備え、避難所の開設準備や佐賀県庁に対して避難車両の派遣要請を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布準備を開始した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により施設敷地緊急事態要避難者に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布、一般住民への避難準備指示、避難先調整依頼等を開始した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、全面緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により住民等に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布等の防護措置を開始した。

唐津市

(警戒事態)

地震発生後、直ちに唐津市長を本部長とする唐津市災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載により施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。また、広報により住民等に対して情報の周知と警戒の呼びかけを行った。さらに、被災状況、職員安否情報の収集を行ったほか、事態の進展に備え、避難所の開設準備や佐賀県庁に対して避難車両の派遣要請を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布準備を開始した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により施設敷地緊急事態要避難者に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布、一般住民への避難準備指示、避難先調整依頼等を開始した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、全面緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により住民等に対して、地震からの安全を確保することを優先した上での避難を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布等の防護措置を開始した。

長崎県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに長崎県知事を本部長とする県災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、波浪及び地震に伴う被害状況の確認を行ったほか、自衛隊に対し災害派遣要請を実施した。その後、関係機関とバス、船舶、ヘリコプター等の輸送手段の確保や広域避難先となる県内市町との連絡・調整に係る体制を確立した。

また、玄海原子力発電所の状況確認や平常時モニタリングの監視強化を図るとともに、事態の進展に備え、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を実施するとともに、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、OFC内に県現地災害対策本部を設置した。

また、事態の進展に備えて、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、原子力災害合同対策協議会に参加し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を開始した。

松浦市

(警戒事態)

地震発生後、直ちに松浦市長を本部長とする松浦市災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載により施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。また、広報により住民等に対して情報の周知と警戒の呼びかけを行った。さらに、被災状況、職員安否情報の収集を行ったほか、事態の進展に備え、避難所の開設準備や長崎県庁に対して避難車両の派遣要請を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布準備を開始した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により施設敷地緊急事態要避難者に対して、波浪及び地震からの安全を確保することを優先した上での避難(天候が回復するまで屋内退避)を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布、一般住民への避難(天候が回復するまで屋内退避)準備指示、避難先調整依頼等を開始した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、全面緊急事態における防護措置の実施方針に示す避難等に際しての基本的考え方に基づき、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール、ホームページへの掲載、広報車により住民等に対して、波浪及び地震からの安全を確保することを優先した上での避難(天候が回復するまで屋内退避)を指示した。また、安定ヨウ素剤の緊急配布等の防護措置を開始した。

福岡県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに福岡県知事を本部長とする県災害対策本部を設置して体制を確立するとともに、地震に伴う被害状況の確認を行ったほか、自衛隊に対し災害派遣要請を実施した。その後、玄海原子力発電所の状況確認や平常時モニタリングの監視強化を図るとともに、県内市町との連絡・調整に係る体制を確立した。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、OFC内に県現地災害対策本部を設置した。

また、事態の進展に備えて、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

(全面緊急事態)

全面緊急事態発生後、原子力災害合同対策協議会に参加し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を開始した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

官邸

(全般)

- ・班長の的確な指示の下、機能班の立ち上げや他班との連携、各拠点との通信点検を行うなど迅速な立ち上げを行うことができた。

- ・原災法第10条通報を受け、原子力規制委員会による施設敷地緊急事態の認定が行われると同時に、原子力事故合同対策本部が設置され、緊急時体制の確立に係る手順を確認できた。
- ERC
- (全般)
- ・各機能班は、要員参集後、班員へ通信点検を含む任務付与等を的確に行い、原子力事故警戒本部を迅速に立ち上げることができた。また、その後、事態の進展に応じて、原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部の設置等に係る手順が適切に行うことができた。
- (ERC 総括班)
- ・他省庁要員も含めた参集時の点呼、役割分担の確認、機器接続等の立ち上げを行うことができた。
- (ERC 運営支援班)
- ・警戒事態において、関係機関の電話番号や公用車の動態把握等、必要な情報を班内に共有し、円滑な業務を実施する初動体制を確立できた。
- (ERC プラント班)
- ・班マニュアルに各班員の役割を明確としたことにより、事態の進展に応じた業務を円滑に行うことができた。
 - ・原災法第10条事象及び第15条事象発生後、故障天災メールにより関係者へ速やかに情報を提供できた。
- (ERC 放射線班)
- ・警戒事態において、緊急時モニタリングセンター(以下「EMC」という。)の立ち上げ準備への協力に係る事務連絡文書を関係地方公共団体に対し発出する前に、現地の上席放射線防災専門官に対し電話により先行的に依頼したことで、円滑な立ち上げに寄与できた。助長策として、EMC端末に原子力防災活動情報システム(以下「活動情報システム」という。)導入も含めた複数の通信手段を活用することについて検討することも一案である。
 - ・警戒事態において、指定公共機関への参集準備の要請に際し、派遣可能人員、派遣可能時間等の確認を先行的に行うことができた。今後は、確認事項を班マニュアルに記載することも一案である。
- (ERC 住民安全班)
- ・警戒事態において、班員の役割分担、関係自治体との通信連絡体制を確立し、今後の事態進展に備えた体制を確立できた。
- (ERC 医療班)
- ・警戒事態において、班員の役割分担、各拠点との通信連絡体制を確立し、今後の活動に当たっての状況認識の統一と役割の指示ができた。
- OFC
- (全般)
- ・OFCへの参集要員名簿及び一斉召集システムへの名簿を整備したことによって具体的な参集要領が確立できた。
 - ・警戒事態の発生後、原子力防災専門官、原子力運転検査官及び設備点検会社要員は、速やかにOFCを立ち上げ、原子力事故現地警戒本部を設置した。また、災害状況等の情報を入手し、ERC、原子力事業者、自治体等との連絡・調整等の初動対応を開始できた。

E M C

- 警戒事態の発生後、玄海原子力規制事務所の上席放射線防災専門官が、E M Cの立ち上げ準備を含む初動対応を開始できた。
佐賀県、長崎県、福岡県
- 参集要請を受け、速やかにO F Cへ移動するとともに、県現地災害対策本部の体制を確立できた。
玄海町、唐津市
- 施設敷地緊急事態要避難者の輸送手段を県に要請するとともに、九州電力と協力して必要な台数を確保し、在宅及び介護施設の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

官邸

(官邸 住民安全班)

- T V会議システムの立ち上げに時間を要したことから、班マニュアルを活用するとともにケーブルの配線要領等の周知を行う必要がある。
- 立ち上げ時の体制や役割分担、班長及び副班長が不在の場合の対応等が明確ではないため、班マニュアルに明示することも一案である。

E R C

(E R C 総括班)

- 官邸に規制委員等の幹部を派遣するに当たって、最新のプラント状況、官邸への移動要領等に係る事前説明について、総括班とプラント班の十分な連携が行われなかった。今後は、官邸への派遣前に、伝達事項を口頭ではなく文書で徹底するなどの連携を密にする必要がある。
- 内閣府、原子力規制庁等職員の派遣に係る手順を確認できたものの、今後は、O F Cへの移動状況に係る体系的な把握方法等を検討する必要がある。

(E R C 放射線班)

- 施設敷地緊急事態でE M Cが迅速かつ的確に立ち上げられるよう、E M C構成関係機関への参集指示やE R CにおけるE M C活動状況把握等の重要事項についてチェックリストを活用するなど訓練を通じた習熟を図る必要がある。

(E R C 実動対処班)

- 班内の活動状況を記載するためのホワイトボードの数が十分ではないため、班内での情報共有の在り方について検討が必要である。

唐津市

- 原子力防災用電話が2台設置されているが、F A X、複合機は別室の防災管理室と共用となっている。災害時には、国、関係地方公共団体、実動組織等との連絡・調整が行われることから、通信機器等の充実について検討することも一案である。

2.1.2 オフサイトセンター運営訓練

(1) 訓練概要

O F Cの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等を実施する。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国

土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（九州電力株式会社）等

（3）訓練内容

OFCの立ち上げ

警戒事態の発生後、玄海原子力規制事務所の原子力防災専門官はOFCの立ち上げを行う。

現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生後、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、第1回現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後、内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生後、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

（4）実施概要

OFCの立ち上げ

- 7：30 地震発生後、原子力防災専門官がOFCに参集
- 7：33 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部設置
- 8：35 玄海原子力発電所より「警戒事象の発生」FAX受信
- 8：52 ERCより「警戒事態の要請文」FAX受信
- 9：45 国職員の派遣に係る調整をERCと実施
- 10：30 ERC、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市及び福岡県における情報共有会議（施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定）を傍聴

現地事故対策連絡会議の運営

11：35に原子力防災専門官は、第1回現地事故対策連絡会議を開催して、参集した国、関係地方公共団体、実動組織等の職員に対し、原災法第10条通報の内容、プラントの状況、国からの避難要請等について情報共有した。また、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認し、避難の対象施設及び対象者数、避難先・避難ルート、輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を確認した。

12：00に中央合同庁舎第8号館で開催された第1回非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議をTV会議システムにより傍聴し、情報共有を図った。

12：10に内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする国の職員が到着し、状況報告を実施した。

12：50に第2回現地事故対策連絡会議を開催し、プラントや避難の状況に

ついて情報共有するとともに、原子力事故現地対策本部長より、佐賀県、長崎県及び福岡県に対し全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の検討の準備を要請した。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議を開催し、プラントや避難の状況について情報共有するとともに、全面緊急事態への進展に備えた避難及び屋内退避の対象者数、避難先・避難ルート、輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を取りまとめ、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）について決定し、最後に原子力事故現地対策本部長より、佐賀県、長崎県及び福岡県に対して、全面緊急事態に備えた同実施方針（案）に基づく対応を要請した。

原子力災害現地対策本部の設置・運営

14:55の全面緊急事態認定後、直ちに内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置した。

原子力災害合同対策協議会の運営等

ア 第1日目

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を設置して、16:00に第1回目の会議を開催し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認するとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

イ 第2日目

（ア）P A Z内住民の避難

10:15に第2回原子力災害合同対策協議会を開催し、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難状況、安定ヨウ素剤配布状況、緊急時モニタリング状況、気象状況等を確認した。

（イ）U P Z内一部住民の一時移転

12:00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、U P Z内一部住民の一時移転について、対象地区・対象者数、避難先・避難ルート、住民の輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を確認し、一時移転等の実施方針を決定した。

15:30に第4回原子力災害合同対策協議会を開催し、玄海町の一時移転、避難退避時検査、安定ヨウ素剤配布状況等の実施状況を確認した。

O F C各機能班の主要業務

ア O F Cの立ち上げから国、関係地方公共団体、実動組織等の職員がおおむね参集するまでの間（情報収集・情報共有主体の活動）

原子力防災専門官を中心にO F Cの立ち上げをはじめ、E R C、関係地方公共団体との通信系の確認、情報収集等を主体とする活動を行った。プラントチームは、E R Cプラント班と事故進展予測等の情報共有を行った。住民安全班、医療班等は、E R Cからの施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等の要請に基づき、県及び市町の災害対策本部からの避難等における要請事項を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について情報共有するなどの活動を行った。

イ 内閣府副大臣（原子力防災担当）到着後（現地対策本部としての活動開始後）

内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする国の職員が到着してO F Cの体制が確立した以降は、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況等の把握とともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）の決定が行われた。

これにより、各機能班が同実施方針の実施に当たっての処置事項等を明確にして、原子力事故現地対策本部長の下、事務局長を中心として各機能班が有機的に業務を遂行した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

(全般)

- ・施設敷地緊急事態の認定後、OFCに原子力事故現地対策本部が設置され、関係地方公共団体、実動組織等の本部要員が逐次参集し、国職員の到着までの間、班長代行の指揮の下、組織的な活動に移行した。12:10に国職員等が到着後、引継ぎを行い、各機能班長の指揮の下、原子力災害合同対策協議会等を通じて、防護措置に係る実施方針等の検討及び調整がおおむね円滑に実施できた。

(OFC 総括班)

- ・OFCで行われる各種会議に際し、電話・FAX等により関係地方公共団体への資料の事前送付、開催案内、議事録等の送付をおおむね適切に実施できた。

(OFC 運営支援班)

- ・来訪者対応、駐車場管理、非常食の準備・提供、通信機器(TV会議システム等)の接続及び事務用品の提供・補充等、OFC運営が円滑となるよう業務を的確に実施できた。

(OFC 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態の認定後、EMCからの気象情報等の提供依頼に際し、連絡発信票を活用し関係機能班へ要請を確実にすることができた。また、問合せについては、ホワイトボードへ時刻及び回答の有無を記入するなど業務を適切に管理することにより、EMC等との情報共有を図ることができた。

(OFC 住民安全班)

- ・住民避難に必要な情報(対象住民数、車両台数、集合場所、避難先等)を整理する様式等の準備により、正確かつ迅速な情報収集・整理ができた。今後は、自治体の意見も踏まえ、共通様式を定めて班マニュアルへ記載することの検討が必要である。
- ・会議終了後、班長から班員への内容、決定事項等の説明を行うことにより、情報共有及び適当な業務指示ができた。

(OFC 医療班)

- ・重要度を色分けした主要活動ボード、安定ヨウ素剤配布状況一覧及び一時移転状況等の情報を電子ホワイトボードへ表示し、班内の情報共有ができた。
- ・班長又は副班長からの的確な指示に基づき、安定ヨウ素剤の備蓄・配布状況、病院の被災・受入状況、搬送経路、被ばく傷病者の情報、一時移転及び避難退域時検査の状況を先行的に収集し適切に対応できた。より効果的に共有できるシステム(広域災害救急医療情報システムを含む。)の利用も一案である。

(OFC 実動対処班)

- ・業務を総括、運用調整及び状況把握に区分し、各実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)から1名以上配置することによって班内の業務を効率的に実施できた。
- ・関係地方公共団体からの航空機等の支援要望に即応するため、あらかじめ実動組織の所有する航空機等の運用可能数を把握するとともに、運行状況表を作成し班内での情報共有を図ることができた。

(OFC プラントチーム)

- ・電子ホワイトボードを用いてプラント状況の把握・分析、事故収束手段の検討等ができた。今後、ERC等とのTV会議用にもう1台追加することについての検討が必要である。
- ・ERCから入手した発電所の概況図をシンプルに加工するなど、会議参加者に配慮した資料作成を実施できた。
- ・ERC及び即応センターとTV会議を実施するとともに、事業者通報、プラント状況発電所内の負傷者情報等を的確に把握し、館内放送よりOFC内へ情報共有を実施できた。

福岡管区気象台

- ・気象について解説する場所を確保したことで、OFC住民安全班と連携しながら住民安全班の業務、気象情報の提供及び解説を円滑に実施することができた。気象解説実施のため、今後も引き続きOFC内に気象情報の提供及び解説を行う場所を提供することが望ましい。

【改善すべき事項及び今後の対策】

(全般)

- ・自然災害及び原子力災害との複合災害においては、既に自然災害への対応が進められている全体としてのタイムラインを考慮する必要がある。原子力災害に対して国が住民防護の対策を決定するとの責任は変わらないが、OFCに持たせる役割、そのための体制について検討する必要がある。
- ・OFCの原子力災害合同対策協議会は、プラント状況の把握、緊急時モニタリング、原子力災害医療、自治体の災害対策本部の進める応急対策の情報共有や防護措置の実施方針(案)の検討等の役割を果たすこととなっているが、複合災害時の自治体要員派遣の困難性等も踏まえ、その実施体制が十分かどうか、業務の必要性を含めて整理し検討する必要がある。
- ・地震・津波のような自然災害が発生し、その後、原子力災害が発生した場合においては、自治体は自然災害対応を優先せざるを得ないため、要員の派遣が困難となることが予想される。このような状況下でOFCを立ち上げ、情報共有・意思決定に係る体制を構築することや、機能班要員が参集できない状況を想定した対応の在り方についても検討する必要がある。
- ・原子力災害時には、住民避難、緊急時モニタリング、原子力災害医療等の現場活動が不可欠であり、多くの実動組織が関わることとなる。現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害における実動組織の合同調整所が実災害においても運用されているため、原子力災害を含む複合災害時におけるOFCの体制や合同調整所の活用の在り方について検討が必要である。
- ・オフサイトセンターの活動について現地関係機関で作成している「原子力緊急事態等現地対応マニュアル(玄海OFC版)」と、OFC各機能班が作成している班マニュアルの手順確認を行ったが、両マニュアルで整合が十分図られていない部分があるため、関係文書との整合や関係者の意見も踏まえ検討が必要である。
- ・原子力防災専門官の所属は、総括班であるが、防災専門官の現地に関する知見等を幅広く活用する観点から特定の班に置くのではなく、現地対策本部長又は事務局長付とする案も含め原子力防災専門官の機能班における所属については検討が必要である。なお、現地対策本部長又は事務局長付とする場合は、平素から日常的に直接意思疎通出来るようにするなどの対策が必要である。

- ・訓練においては、訓練参加者全員が同時に訓練することを優先し、臨時の処置として多目的室までも実動組織の作業場として使用し訓練を実施した。OFC全体としての組織的かつ有機的な活動に留意しつつ、関係地方公共団体、実動組織、原子力事業者等と調整の上、最適なOFCの内部配置とすることが必要であり、活動スペースに応じた参集人員や活動要領等を定めるとともに、十分な地図スペースの確保や電子機器を活用する場合について検討する必要がある。

(OFC 総括班)

- ・兵棋台の地図に、避難状況、緊急時モニタリング結果、道路状況、実動組織の活動内容等を記入していたが、地図が小さく有効でなかった。今後、関係機関の意見を踏まえて、OFCレイアウトの見直しにより十分な地図スペースを確保することや電子機器の活用も含めた検討が必要である。
- ・電子ホワイトボードにクロノロジーを表示することにより班内の情報共有ができたが各機能班が保有している情報をOFC内で共有・連携できるよう、効果的な活用方法の検討が必要である。

(OFC 運営支援班)

- ・屋外で活動した要員の汚染検査から入館までの流れを確認したところ、タオルや簡易な着替え等の消耗品を整備しておく必要がある。各OFCの原子力防災専門官等と意見交換をするなどOFCの現況について把握し、必要な備品等について整備するとともに、放射線管理の知見を有する要員を運営支援班に配置することの検討が必要である。

(OFC 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態の認定後、EMCからの依頼に基づき、最新版の気象情報等のデータを入手し提供していた。この際、内容の確認が不十分なまま提供されることや班長への報告がないことなどが散見されたため、訓練を通じて基本的な業務要領について徹底する必要がある。

(OFC 住民安全班)

- ・事態の推移に応じて効率的かつ効果的な活動ができる体制の構築が必要であり、OFCと関係地方公共団体の連携体制、実施方針の策定プロセス等の周知・検討が必要である。

(OFC 医療班)

- ・避難状況や安定ヨウ素剤の配布状況に係る情報伝達経路の整理や発信元を明確にするために、OFCと関係地方公共団体も含め災害対応をより効率的かつ効果的な仕組みについて検討が必要である。

(OFC 実動対処班)

- ・異動後に配置された要員が、役割分担や他班との情報共有の流れなどについて認識が不十分なまま訓練に参加したため、班員としての活動は不十分なものとなった。このため、役割分担や他班との情報共有の流れなどについて理解することを目的とした研修又は訓練等を実施した上で訓練へ参加することが必要である。

2.1.3 情報共有及び意思決定訓練

(1) 訓練概要

TV会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、九州電力株式会社 等

(3) 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図り、各事態において円滑かつ確実に住民避難等を実施するための意思決定を行う。

警戒事態の発生において、各拠点が速やかにTV会議システム等を立ち上げ、当該システム等を活用した情報共有が可能な体制を構築するとともに、中央及び現地の各拠点間が連携し、その後の事態進展に応じて、円滑かつ確実な住民避難等を行うための防護措置の実施方針等について検討及び意思決定を行う。

当該検討及び意思決定を行うに当たっては、自然災害からの安全確保を最優先とした上で、オンサイト情報を踏まえた今後の事態進展予測と避難のための時間的見通し等の判断も含めて実施する。また、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、自然災害及び原子力災害に係る情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用することなどにより、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

(4) 実施概要

地震発生から原災法第10条事象発生まで（7：30～10：50）

地震発生後、直ちに官邸では地震に関する官邸対策室が設置され、被害状況の確認等が行われた。ERCでは、原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）を本部長とする原子力事故警戒本部が設置され、関係省庁等に対して必要な情報連絡等を行うとともに、関係地方公共団体に対して施設敷地緊急事態要避難者への避難準備等に係る要請を発出した。また、OFCにおいても、参集した要員により情報収集主体の活動が実施された。

10：30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部によるTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を決定した。

原災法第10条事象発生から同第15条発生まで（10：50～14：50）

原災法第10条通報を受け、官邸に原子力事故に関する官邸対策室が設置された。さらに、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を本部長とする原子力事故対策本部を設置するとともに、同本部会議を開催して、施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に備えた避難準備等の実施を決定し、関係地方公共団体に要請した。

11：35に第1回現地事故対策連絡会議において、原災法第10条通報の内容、プラント状況、国からの避難要請等について情報共有を行った。

12：00に中央合同庁舎第8号館において、非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議を開催し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針に

ついて協議を行った。同会議には、原子力事故対策本部から内閣府大臣政務官(原子力防災担当)等が参加し、県災害対策本部からは知事等がTV会議を通じて参加した。

12:10に内閣府副大臣(原子力防災担当)をはじめとする国の職員がOFCに到着し、12:15より現地対策本部長への状況報告、業務引継ぎを実施した。

12:50に第2回現地事故対策連絡会議を開催し、プラントや避難の状況について情報共有するとともに、現地対策本部長より、佐賀県、長崎県及び福岡県に対し全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)の検討の準備を要請した。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議が開催され、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)について先行的に決定した。

原災法第15条発生以降(14:50~17:00、8:30~11:00)

原災法第15条事象の報告があり、原子力規制委員会において事態認定後、総理大臣の代理として内閣府特命担当大臣(原子力防災)による原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を設置した。関係地方公共団体に対しては、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難、UPZ内住民の屋内退避等に係る指示を発出し、原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議にて全面緊急事態における政府の対応方針を決定した。

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会が開催され、全面緊急事態における実施方針を確認した。

10:15(2日目)に第2回原子力災害合同対策協議会が開催され、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難状況、安定ヨウ素剤配布状況等を確認した。

OIL2によるUPZ内一部住民の一時移転(2日目)

12:00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、UPZ内一部住民の一時移転について、対象地区・対象者数、避難先・避難ルート、住民の輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等を確認し、一時移転等の実施方針を決定した。

15:30に第4回原子力災害合同対策協議会を開催し、玄海町の一時移転、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の実施状況を確認した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

官邸

(全般)

- ・会議資料の作成準備、プラントの事故進展に係る情報、住民の避難状況等の重要な情報及び指示を確実に伝達できた。
- ・事態の進展に備え、警戒事態の段階から内閣府特命担当大臣(原子力防災)、内閣府副大臣(原子力防災担当)及び内閣府大臣政務官(原子力防災担当)並びに原子力規制委員会委員長を含む幹部が到着後、オンサイト及びオフサイトの最新状況について報告を行うなど、的確な情報共有ができた。
- ・各班長は、班員に対して事態の進展に応じた実施すべき事項を適切に指示するとともに、関係する機能班と連携し業務を適切に実施できた。

(官邸 住民安全班)

- ・地図上に道路不通箇所を記入する際、UTM座標による情報提供があった箇所については、正確な場所を特定することができ、班内の情報共有を円滑にできた。
- ・活動情報システムで被害状況の把握をしたが、本来活動ログとしての機能しか持たないため、ERCオフサイト総括で集約している被害状況の地図（写真）の提供を受け継続的に状況の把握ができた。今後は、被害情報、各機関の活動情報、避難所情報、各種関連情報等を地図上に集約し、電子情報として、各拠点に共有できる仕組みの検討が必要である。
- ・施設敷地緊急事態における要請文、全面緊急事態における指示文等の幹部への事前確認、その後の本部会議での決定を受け、関係地方公共団体等への発出等の基本的な手順を確認できた。
- ・官房長官会見要旨等に係る広報班との調整・連携の手順を確認できた。今後は、平時から広報班が、意見照会をするなど関係機能班との連携により準備を進めていくことが重要である。

ERC

（全般）

- ・TV会議システム、活動情報システム等を活用し、波浪を含む気象・海象状況、地震を含む被災状況、住民の避難状況等の情報を共有するとともに、防護措置の実施方針等について検討及び意思決定が実施できた。特に、気象・海象の状況については、気象庁要員からの積極的な助言を受け、海路避難に係る意思決定が迅速に実施できた。

（ERC オフサイト総括）

- ・住民安全班、医療班及び放射線班のクロノロジーから重要事項を抽出し、ホワイトボードに記載することで、幹部の状況判断・意思決定に必要な情報の精査を実施できた。
- ・緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）及びプラント班のホワイトボードに記載されたクロノロジーを常にモニタに表示するとともに、必要に応じプラント班に要員を派遣するなどして継続的なオンサイト情報の収集が実施できた。
- ・TV会議システムを常時接続して継続的にOFCの状況を把握するとともに、原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議、原子力災害合同対策協議会等を傍聴することにより各拠点の情報収集が実施できた。

（ERC プラント班）

- ・ホワイトボードに記載されている活動情報を映像情報として各班に提供し、緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）については赤枠、進展予測については黒枠で囲むなど、プラントの事故進展について、容易に認識できた。
- ・事態の進展を視覚的に共有するため、各機能班に表示灯を設置するとともに、館内放送により重要事項の伝達が実施できた。今後は、表示灯の切替え時期（事象通報時又は事態認定時）設置場所等の改善を検討する必要がある。

（ERC 住民安全班）

- ・佐賀県及び長崎県に、活動情報システムが導入されたことにより、活動状況、被害状況等の把握が容易となり、拠点間における情報共有に有効であった。今後は、未整備の自治体へのシステムの導入、操作マニュアル整備等について検討する必要がある。

OFC

（全般）

- ・事態の進展に応じ、活動情報システム等を活用して、各拠点間及び拠点内の必要な情報の共有を図るとともに、各事態における防護措置の実施方針等についておおむね整齊と意思決定ができた。

（OFC プラントチーム）

- ・ E R C 及び即応センターとの T V 会議で、炉心損傷に関する情報が共有された際、速やかに事務局長等への報告、館内放送により O F C 内へ情報共有を実施できた。

佐賀県

- ・ 地震による道路被害の発生を受け、避難経路の変更について関係機関に連絡を行い、全面緊急事態における P A Z 内住民の避難に備えることができた。

玄海町

- ・ 本部と避難誘導員との間で、P C、タブレット端末、携帯電話等を利用して「安否確認サービス」により円滑な住民避難情報の共有を実施できた。
- ・ 避難計画に基づくバス運行表をあらかじめ準備するとともに、災害救援航空機情報共有ネットワーク（以下「D-N E T」という。）を試行的に利用し、避難バスの位置情報をリアルタイムで把握することができた。

唐津市

- ・ 住民等の避難状況について地図情報を活用して継続的に把握できた。
- ・ 避難対象地区、避難人員、避難先、避難バスの出発時間、到着時間等の避難状況について、県と共通様式を用いて円滑な状況把握及び情報共有を実施できた。

長崎県

- ・ 地震による被害状況、特に、住民避難に影響を及ぼす重要情報を把握するため、定型様式をあらかじめ準備し迅速な状況の把握、情報共有等を実施できた。
- ・ T V 会議システムを活用することにより、被害状況、避難状況等に係る情報を共有し、迅速な意思決定及び災害対応を実施できた。

松浦市

- ・ 事態の進展に応じた会議を開催し、迅速な意思決定を実施することができた。

福岡県

- ・ 佐賀県災害対策本部に連絡要員を派遣し、会議資料や議事録、避難状況等を継続的に収集し、両県の相互協力及び連携を実施できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

官邸

（全般）

- ・ E R C オフサイト総括が、住民安全班、医療班、放射線班等の各種重要情報を纏めているホワイトボードを、官邸でも映像により確認することで情報共有が行われ、官邸での先行性のある活動実施に寄与したが、静止画でしか確認できず、人の陰で字が見えない時もあったので、リアルタイムの動画等で確認できるよう検討が必要である。
- ・ 幹部の意思決定に際して、「玄海地域の緊急時対応」、地域防災計画等の基礎資料は、電子データのみならず紙媒体として要求されることもあるため、住民安全班はもとより、他の機能班や危機管理センター連絡要員においても、平素から準備することが必要である。

（官邸 住民安全班）

- ・ 各種情報が整理されている E R C オフサイト総括のホワイトボードの静止画を確認することで状況把握を行ったが、P C においてリアルタイムでホワイトボードの情報が確認できるよう検討が必要である。
- ・ 原子力災害時の住民の避難状況について、避難者数や避難所への到着人数を正確に把握・共有するため、共通の様式を取り入れるなどの検討が必要である。
- ・ 警戒事態の要請文（案）に係る意思決定について官邸住民安全班に共有されていない状況があったが、重要な意思決定に係る文書の決裁プロセスについては、継続的に E

R C 住民安全班や危機管理センター連絡要員との情報共有を密にすることの検討が必要である。

- ・班マニュアルに基づき業務を実施できたが、班内の要員交代を考慮し、確実に引継ぎができるよう班員へ周知することが必要である。

(官邸 医療班)

- ・安定ヨウ素剤の管理状況、配布場所、現地の病院の受入れ可能状況等の情報収集を行ったものの、把握するまでに時間を要した。今後は、情報収集の内容やタイミングについて検討し、併せて平時から現地の安定ヨウ素剤備蓄状況や配布場所等について把握することの検討が必要である。
- ・全面緊急事態において、原子力災害対策本部から発出される避難の指示文書に別紙「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を添付する準備を行うことができたが、本実績を踏まえ班マニュアルへの記載の検討が必要である。

E R C

(全般)

- ・各拠点活動においては、国、地方公共団体、実動組織を含む防災関係機関及び事業者が実施する緊急事態応急対策の相互調整及び対応方針の決定の連絡等が実施されるが、特にそれぞれの機関が保有する被害状況や活動状況に係る情報共有を効率的かつ迅速に実施することが不可欠である。このため、被害状況、各機関の活動状況、避難所、道路、浸水等の各種災害関連情報の重畳表示が可能なGISの活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るためのCOPの整備について検討する必要がある。
- ・災害対応において冷静かつ的確な判断をするためには、執務環境も重要であり、さらに長期対応を考慮した準備の検討をする必要がある。
- ・情報連絡・共有手段として、活動情報システムを使っていたが、入力する情報の質や量、タイミングについては、認識を共有した上でこれらの在り方を検討する必要がある。

(E R C 住民安全班)

- ・被害状況を地図上に整理したが、場所や地名の確認等に時間を要することがあった。班内で必要な情報を確実に共有するため、被害、避難所、道路等の各種災害関連情報を重畳表示が可能なシステムの活用も含めた検討が必要である。また、今後は実時間で防護措置の実施方針を策定するプロセスを重視した訓練も検討することが必要である。

原子力施設事態即応センター

- ・原子力事業者から実動組織を含む関係省庁への協力要請について、E R Cへの連絡体制、意思決定プロセスについて明確にするとともに、即応センターの派遣チームの中で、当該業務を行う者を決めるなどのマニュアルの見直しを含めた検討が必要である。
- ・派遣チームに期待される活動に応じた、チーム員の具体的な役割、業務内容等が徹底されていなかった。今後は、機能別(総括機能、情報収集機能、原子力事業者及びE R Cプラント班への進言機能)に再整理し、体制・役割、活動内容等についてマニュアルに明確とすることについて検討が必要である。

O F C

(全般)

- ・住民避難の状況、放射線モニタリング結果の推移等の意思決定及びO F Cの業務に直接影響を及ぼす重要な情報については、クロノロジーでの情報共有と併せて館内放送等で確実に情報共有を図ることの検討が必要である。

- ・自然災害においては、道府県の災害対策本部が中心となり、情報の収集・整理、意思決定及び各種対策が実施され、国（中央）は道府県と直接連携し必要な支援を行うこととなる。原子力災害に至った場合においては、国（中央）が住民防護に係る意思決定を行うこととなるが、この段階においても自治体の活動の中心はそれぞれの災害対策本部となる。このことから、具体的な防護対策の検討に当たっては、国（中央）と道府県が直接協議することが情報共有に係る混乱の防止、タイムリーな意思決定に繋がるものと考えられるため訓練を通じて検討が必要である。
- ・災害対応では、国、地方公共団体、実動組織等の各機関が、物理的に離れた場所で活動することから、情報共有システムの利用は合理的である。情報には重要度や優先度があるため、システムのみではなく現場レベルの調整・連携を伴う情報共有を目的とした会議等の開催について検討することも必要である。

（OFC 住民安全班）

- ・避難状況と道路被災状況用の地図2枚を配置し状況を把握していたが、OFC内で共有できる状況図等の表示はなかった。各拠点の活動においては、関係機関の被害情報や活動状況に係る情報共有を効率的かつ迅速に実施することが必要である。このため、各種災害関連情報の重畳表示が可能なGISやD-NET等の活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るためのCOPの整備について検討する必要がある。
- ・訓練時間の制約からOFC住民安全班と関係地方公共団体による作成作業も含めた実施方針(案)の策定プロセスに係る訓練内容は限定されたものになった。実施方針(案)は国と関係地方公共団体が相互に協力して策定するため、策定プロセスの具体化や、緊急時対応を基本に自然災害の影響も考慮することを検討する必要がある。

佐賀県

- ・災害対策本部は、県内の道路被災情報がUTM座標で共有されたが、位置の特定に時間を要し、関係各所へ迅速に伝達することができなかった。今後、UTM座標を活用することも含め地図の利用について習熟することの検討が必要である。

長崎県

- ・OFCからのFAXが壱岐市役所勝本庁舎ではなく、別の庁舎に送られていたので、転送により対応した。壱岐市は、自然災害と原子力災害の対策本部の設置場所が異なるため、OFC以外の関係機関も含め、連絡先の確認を行うことの検討が必要である。

2.1.4 緊急時モニタリング実施訓練

（1）訓練概要

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

（2）訓練参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、九州電力株式会社

（3）訓練内容

警戒事態

佐賀県、長崎県及び福岡県において、佐賀県モニタリング本部、長崎県モニタリング本部及び福岡県モニタリング本部をそれぞれ設置し、平常時モニタリング

の強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、EMCの立ち上げ準備を開始するとともに、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

施設敷地緊急事態以降

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、佐賀県、長崎県、福岡県、原子力事業者等と連携して、EMCの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。

(4) 実施概要

警戒事態の発生後、上席放射線防災専門官が、EMCの立ち上げ準備を実施した。

施設敷地緊急事態の発生後、上席放射線防災専門官は、ERC放射線班の指示に基づきEMCの立ち上げを行うとともに、関係地方公共団体、原子力事業者等の派遣要員が参集した。

緊急時モニタリング実施計画については、佐賀県、長崎県及び福岡県の緊急時モニタリング計画を基にERC放射線班とEMCが協議した上で、緊急時モニタリング実施計画(案)を作成しERCオフサイト総括の承認を得た。緊急時モニタリング実施計画は、事態の進展に応じて、適宜内容を見直した。

EMCにおいては緊急時モニタリングの作業内容の検討・指示、緊急時モニタリングの実施、結果の取りまとめの作業を行うとともに、モニタリング結果は、ERC及びOFC放射線班に情報共有された。

ERC放射線班は、官邸及びERC各機能班へモニタリング結果を共有したほか、日本原子力研究開発機構の協力を得て、緊急時モニタリングの実施内容の検討を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・OFC放射線班とEMCとの間で、情報共有の確認頻度を高めることにより、班内の情報整理を実施できた。
- ・ERSSを利用し、プラント状況、気象データ、モニタリングポスト値等の監視を行い、事態の進展に関する状況を早期から取得し備えることができた。また、電子ホワイトボードに緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(以下「緊急時モニタリングシステム」という。)とERSSを表示・監視するとともに、必要に応じてモニタリングポスト関係資料等を表示し省スペース化を図った。今後、各地域のEMCに、ERSSの導入及び電子ホワイトボードの設置について検討する必要がある。
- ・放射性物質放出後の緊急時モニタリングにおいて、防護資機材を装着しての活動指示のほか、気象、交通規制、道路状況等に係る情報提供や指示内容の遂行に支障があった場合の対応要領を周知したことにより、屋外活動を円滑に実施できた。
- ・放射性物質放出後の放射線被ばく管理に関して、防護資機材の管理状況、屋外活動要員の帰還後の被ばく状況の確認及び使用した防護資機材の汚染検査についてPC-TV会議を活用し、各拠点への情報共有及び指示を行うことができた。
- ・屋外活動チームは、可搬型モニタリングポストの設置、可搬型ヨウ素サンプラの設置及びカートリッジ交換、走行モニタリングや試料採取時の実施状況の経過報告を随時実施できた。屋外活動チームの状況について測定分析グループが把握し、EMC内の共有についても図ることができた。
- ・上席放射線防災専門官及び佐賀県職員が、警戒事態発生後から緊急時モニタリングシ

ステム、通信機器等の立ち上げのほか、関係機関との連絡体制の確立を迅速に行い、EMC(情報収集管理Gr、企画調整Gr)と各県測定分析担当との情報共有、指示、報告等を実施できた。

- ・ EMC長の指示の下、放射性物質放出前にERSSを用いて直接線・スカイシャイン線による敷地境界モニタリングポストの測定値の情報について把握し、表示画面の印刷、情報共有することができた。
- ・ 警戒事態において、OFC立ち上げ要員放射線担当に対して問い合わせがあったが、本状況における業務の優先順位を判断した上で、適切に対応することができた。
- ・ 情報のやり取りがネットワーク共有フォルダで行われており、膨大な紙資料を取り扱う必要がなく効率的に業務を実施できた。
- ・ 送信用保管箱に受信文書が混入したが、その後、資料整理をした際に改善された。混乱した状況下では、整理整頓や資料のチェックがヒューマンエラー防止に有効である。
- ・ 緊急時モニタリング結果の評価について、飲料水分析結果一覧表の数値に誤りがあったものの、専門家チェックにより測定分析担当にフィードバックされるなど所定の流れで確実に結果の確認を行うことができた。
- ・ 施設敷地緊急事態の発生後、要員が到着し各グループ長から役割分担の指示を受け、適切に業務が実施されたが、全員が参集した時点で共通認識を持つため、再度各人の役割分担を周知するなどを行うことが望まれる。

【改善すべき事項及び今後の対策】

- ・ EMC立ち上げ準備において、通信点検を兼ねて各県のモニタリング本部とPC-TV会議による情報共有を行ったものの、プラントチームと同時期に開催となり、双方ともに円滑な会議進行が妨げられる結果となった。関係者間で会議室の割り振りの事前調整について検討が必要である。
- ・ EMC長の到着、交代等の重要情報について、各県の測定分析グループに対し連絡が無かった。重要情報の関係者への情報共有は、訓練等の機会を通じて習熟を図っていくことの検討が必要である。
- ・ 緊急時モニタリングセンター設置要領と県緊急時モニタリング計画における要員配置が重複していることから、緊急時モニタリングセンターに必要な要員、交代等について国と県で整合を図っていくことの検討が必要である。
- ・ 屋外活動要員に対して、事態の進展、モニタリングポストの測定値上昇等の情報共有がなされなかった。放射線被ばくを低減し安全を確保するとの観点から、重要情報の提供は確実に実施することの検討が必要である。
- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムのモニタリングデータは、サイト毎の表示ではなく、国内の全サイトが一つの画面で表示できるように改修することの検討が必要である。
- ・ 空間線量率の測定値がTV会議システムの大画面に表示されていたが、地図上では上昇等の時間変動の把握が難しいため、方位別にグルーピングし代表値のみや、トレンドによる表示について検討が必要である。
- ・ ERSSにより監視を行っていたものの、敷地境界モニタリングポストの測定値が、緊急時モニタリングシステムのマップ表示には含まれていなかった。このことから、システムへの表示や、排気筒及び放水口モニタも含めてEMCにおいて評価することの検討が必要である。
- ・ 空間線量率のマップ、トレンド等の変動や異常の有無を分析担当がOFC-EMC情報収集管理グループに報告することが情報収集管理グループの監視との多重化を図る上

で有効なため訓練を通じて検討が必要である。

- ・警戒事態においては、県モニタリング本部が環境放射線モニタリングの強化を行い、OFCの立ち上げ準備班に指示書と定時報を送付し共有したが、立ち上げ準備に追われ定時報が確認されていたか不明であった。警戒事態の段階からオンサイト、オフサイトのモニタリング情報等を確認することが望ましい。
- ・共有フォルダを利用することは有効であるが、構成が複雑になると、引継ぎや最新版の管理等で混乱するおそれがあるため、資料分類のルールについて訓練を通じて周知していくことの検討が必要である。
- ・プラント情報に関して、情報共有が十分に行われていないように見えるため、事故の進展を考慮した体制整備や監視強化を先取りして準備することについての検討が必要である。
- ・緊急時モニタリング要員の被ばく管理は、EMC各要員の所属機関の規定（人事院規則、電離放射線障害防止規則）が適用され、被ばく限度が混在した状態では管理に制約を受けるため、その方策について検討が必要である。
- ・飲料水の測定結果に関して、ゲルマニウム検出器を用いた測定条件が各県の測定分析担当で異なっているため、モニタリング実施計画に測定条件を示すとともに、測定結果については、検出下限値を含めて報告させるように検討が必要である。

2.1.5 広報対応訓練

(1) 訓練概要

官邸、ERC等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動を行う。また、広報内容について、国、佐賀県、長崎県、福岡県、原子力事業者等との情報共有等を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

(3) 訓練内容

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時
警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後、広報官により報道対応(模擬記者会見)を行う。

全面緊急事態発生時

全面緊急事態発生後、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言に引き続き官房長官会見(仮想)を実施する。広報官は、官房長官会見(仮想)後、速やかにERCにおいて報道対応(模擬記者会見)を実施する。この際、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手し、報道対応(模擬記者会見)を実施する。

(4) 実施概要

官邸においては、プラント状況や避難状況等の多くの情報が共有される中、重要な情報を整理分析の上、随時開催される内閣総理大臣や官房長官の会見に備えた。

ERCにおいては、登録記者等の協力を得て、模擬記者会見を複数回実施した。模擬記者会見では、ERCで取りまとめた政府の被害報及びプラント状況に係る資料を配付して説明を行うとともにライブ中継を実施した。また、事態の進展に応じて、携帯電話への緊急時情報発信システム(以下「Nアラート」という。)により政府の被害報を適時情報発信した。

OFCにおいては、模擬記者会見で、原子力災害合同対策協議会等の資料を配付して説明を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

官邸

- ・OIL2の判断に基づく一時移転、屋内退避等に係る官房長官会見要旨や想定問答の準備を行うことができた。

ERC

- ・模擬記者会見において、ERSSのパラメータトレンドを用いて、プラント状況を適切に説明できた。
- ・模擬記者会見において、今後の事態進展について公表するとともに、国民が「今、何をしたらよいか。」ということについても広報することが重要である。更なる充実を図るため、会見室のモニタに避難状況、モニタリング状況等を表示することの検討が必要である。
- ・模擬記者会見において、具体的な事故の進展予測、燃料炉心及び燃料プールの状況についてERSSを用いて詳細に説明することで、記者にイメージを持たせることができた。
- ・模擬記者会見において、今回からERSSを用いて分かりやすい情報提供やライブ中継を使った拠点間の情報共有を実施したが、ERSSが使えない場合も考え、引き続き紙面等を用いた説明や解説資料等を準備することも必要である。
- ・模擬記者会見は、広報官におけるワンボイスで行われるとともに、事態進展に応じて新しい情報を追加配付するなど広報官の交代を含め状況の変化に応じた広報業務を行うことができた。

OFC

- ・現地の模擬記者会見を開催することにより、現地の広報班員の広報活動の重要性を理解することができたが、加えて記者会見用のマイク、録音機器等の機材の充実について検討が必要である。
- ・班長又は副班長が明示した担当業務に基づき、ERC総括班作成の被害報、会見資料のプレスルームへの配付、マスコミからの問い合わせ対応等の広報業務を実施した。

【改善すべき事項及び今後の対策】

ERC

- ・避難地区名について一部振り仮名の誤りがあることを確認したが、平時の段階から地区名について、関係機能班や地方公共団体による事前確認の検討が必要である。
- ・模擬記者会見において、「施設敷地緊急事態要避難者」、「要支援者」、「要配慮者」等の用語を用いたため混乱を招いたが、被害報等での用語の使い方について検討が必要である。
- ・模擬記者会見においては、原子力の基本的な質問にも対応できるよう、プラントの基礎資料について事前に準備することの検討が必要である。
- ・記者会見において、国民に伝えるべきことを正確に伝えるため、防災訓練の機会のほか、平時からマスコミと打ち合わせを行い、信頼関係の構築に取り組みが必要である。
- ・原子力災害時における長期の安定的な広報活動を行うためには、増員や交代要領等の体制の検討が必要である。
- ・Nアラートで発信日時の記載の誤り等があったため、今後は、発信内容について班内

のダブルチェックを実施する体制の検討が必要である。

○ F C

- ・ E R C 広報班の模擬記者会見の様子を○ F C プレスルームへ同時放映を試みたが、配信設備が整っていないため、E R C 記者会見を○ F C プレスルームで放映できる環境の整備について検討が必要である。
- ・ 無線 L A N 設備、音声付モニタ、記者の待機場所等の整備方針を決定するとともに、マスコミに配慮した記者会見設備の見直しの検討が必要である。
- ・ ○ F C 広報班の体制では、マスコミ等の問い合わせ対応が難しいため体制の見直しについて検討が必要である。

2.2 国が参加主体となる訓練

2.2.1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

(1) 訓練概要

内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

(3) 訓練内容

警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生後、更なる事態の進展に備え、内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)、担当職員等を○ F C へ、原子力規制庁担当職員を即応センターへそれぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援準備を要請する。

施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生後、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)、担当職員等を○ F C へ、原子力規制庁担当職員を即応センターへそれぞれ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のある○ F C への移動計画の作成に留意する。

さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態の発生後、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を現地へ派遣する。

(4) 実施概要

施設敷地緊急事態以降に現地に派遣される内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)をはじめとする内閣府、原子力規制庁、経済産業省及び防衛省の派遣要員について、原子力規制庁から航空自衛隊入間基地までを警察車両(警視庁及び埼玉県警察)の先導によるバスにより、航空自衛隊入間基地から福岡空港(民間機トラブルのため佐賀空港から変更)までを自衛隊機(C-

1)により、それぞれ緊急輸送した。

福岡空港からOFC近傍の松浦河畔公園までを自衛隊機(CH-47)により、松浦河畔公園からOFCまでをバスで緊急輸送した。内閣府副大臣(原子力防災担当)をはじめとする派遣要員は、12:10にOFCに到着し状況把握及び業務の引継ぎを行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

官邸

- ・実動対処班では、施設敷地緊急事態における国職員の現地派遣のため、ERC実動対処班が事前準備した依頼文書「現地への人員輸送支援について(依頼)」の決裁手続きについて、決裁権者が官邸に移動したため、ERC実動対処班から引継ぎ柔軟に対応できた。

ERC

- ・実動対処班は、OFCへの国職員の派遣調整のため、防衛省へ自衛隊機を活用した事前調整を行うとともに、並行して民間輸送機関による移動手段を運営支援班に依頼するなど先行的な輸送調整ができた。今後は、民間輸送機関の活用を含めた総合調整を行う業務手順を確立しマニュアル等に追記をすることも一案である。

【改善すべき事項及び今後の対策】

ERC

- ・現地へ移動中の派遣要員とERC間の連絡ルートが確立されていないため、移動間の連絡体制・要領について検討が必要である。

2.2.2 原子力災害対策本部等の運営訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

(2) 訓練参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(3) 訓練内容

官邸

官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施方針の意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、官邸、OFC及び関係地方

公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

E R C

E R Cに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

(4) 実施概要

地震発生から原災法第10条事象発生まで(7:30~10:50)

地震発生後、官邸では地震に関する官邸対策室が設置され、被害状況の確認等が行われた。E R Cでは、原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当)を本部長とする原子力事故警戒本部が設置され、関係省庁、関係地方公共団体等に対して必要な情報連絡等を行った。

また、原子力事故警戒本部から関係地方公共団体に対して、施設敷地緊急事態要避難者への避難準備等に係る要請を発出した。

10:30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部によるTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

原災法第10条事象発生から同第15条発生まで(10:50~14:50)

原災法第10条通報を受け、官邸に原子力事故に関する官邸対策室が設置された。さらに、内閣府特命担当大臣(原子力防災)及び原子力規制委員会委員長を本部長とする原子力事故対策本部を設置するとともに、同本部会議を開催し、施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に備えた避難準備等の実施を決定し、関係地方公共団体に要請した。

12:00に中央合同庁舎第8号館において、非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議を開催し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。同会議には、原子力事故対策本部から内閣府大臣政務官(原子力防災担当)等が参加し、県災害対策本部からは知事等がTV会議を通じて参加した。

原災法第15条発生以降(14:50~17:00)

12:31頃に発生した北朝鮮の核実験への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更するなどの対応をし、以降の訓練を実施した。

原災法第15条該当事象の報告があり、原子力規制委員会において事態認定後、総理大臣の代理として内閣府特命担当大臣(原子力防災)による原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を設置した。関係地方公共団体に対しては、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難、U P Z内住民の屋内退避等に係る指示を発出し、原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議において全面緊急事態における政府の対応方針を決定した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

官邸

(全般)

- ・官邸チーム各機能班は、会議資料作成準備、住民の避難状況、プラントの事故進展に係る情報等、各機能班に徹底を図るべき重要な情報及び指示についてハンドマイクを使用して確実に伝達できた。
- ・プラント状況に係る官邸、ERC、連絡要員、内閣官房(事態)等の共有については適時的確に連絡要員に届き、内閣官房(事態)や幹部への情報共有ができた。
- ・試行的に、原子力規制庁の端末の一部が設置されたことにより、各種情報を入手することができ、内閣府及び原子力規制庁の幹部への報告を行うことができた。今後、訓練参加者の意見を踏まえ、端末や複合機の増設のほか、要員の確保や体制の検討が必要である。
- ・各機能班の情報管理者が明確に指定されており、班内での情報の一元的管理及び情報共有に係る対応が適切に実施できた。情報管理者の有効性が確認できており、マニュアルへの反映について検討が必要である。

(官邸 総括班)

- ・段階的訓練を通じて、各人が役割及び責任について認識することができた。平時からマニュアルを活用した訓練への参加を通じて、理解の促進を図ることが必要である。

(官邸 プラント班)

- ・30分毎にプラント状況の資料を配布したことで、総括班の業務が軽減された。プラント状況図については、前回からの変更点が判別できるような記載方法にすることで、更なる業務の効率化が期待できる。
- ・官邸連絡要員への情報提供の迅速化については、一定の改善ができた。

(官邸 放射線班)

- ・「緊急時のための原子力規制委員会行動規範」に基づき、緊急時モニタリング実施計画をERC放射線班と連携して、ERCオフサイト総括の専決事項として処置後、原子力規制委員会委員長及び委員長代理へ直ちに報告が実施できた。

ERC

(全般)

- ・事態の進展に伴い、原子力事故対策本部や原子力災害対策本部の設置、非常災害対策本部との合同会議の開催を含め、オンサイトとオフサイトの情報の収集・整理が行われ、住民避難等の防護措置に係る本部活動が実施できた。
- ・全面緊急事態認定後、人事院規則10-5第4条の9第2項に基づき、人事院事務総長から原子力規制庁長官宛に、特例緊急被ばく限度(250mSv)に係る通知文書が総括班に送付された。その後、プラント班を経由して現地の原子力運転検査官へ速やかに伝達することができた。
- ・ERCでは専用系端末の充実や、事態表示灯の新設を含むレイアウトの変更が行われ各機能班は、事態の進展に応じた各種応急対策業務を円滑に進めることができた。

(ERC オフサイト総括)

- ・業務フローを作成し、住民安全班、医療班、放射線班に対して各事態に応じて実施すべき事項を明示するとともに、クロノロジーを活用して実行の確認を行うなど効果的かつ効果的に業務を統括できた。

(ERC 総括班)

- ・事態の長期化に備え交代要員の検討を各機能班に指示するなど先行的な活動を実施したが、現行の要員配置は必ずしも十分ではないため、予備要員の確保について検討が

必要である。

- ・各機能班への指示をクロノロジーとテロップを用いて配信することで、情報共有ツールとして有効であることを確認した。引き続き、ERC内の情報共有の在り方については、関係者の意見も踏まえ検討が必要である。
- ・警戒事態の発生から政務、原子力規制委員会委員、幹部等の行動を把握し、官邸、ERC、OFCの各拠点に区分して幹部等の行動や連絡先をホワイトボードやクロノロジーで共有するなど適切な活動が実施できた。

(ERC 運営支援班)

- ・緊急参集要員がおおむね参集した段階で水及び非常食を保管場所から移動させる一連の手順を確認し作業に要する時間を把握できた。その結果、高所に保管されている物品があることが判明したため、脚立等の資機材の準備が必要である。

(ERC 広報班)

- ・原災法第15条事象発生時に、プラント班からERC全体に対して館内放送を使って情報共有されたことは適切であり、プラントの重要事象についてはプラント班から情報発信することが望ましい。
- ・ERCプラント班と即応センターで活用されている、事業者が作成した「概略系統図」及び「設備状況シート」は、分かり易くまとめられており記者会見資料としても有効活用できたが、更新頻度の短縮について関係者間で検討が必要である。

(ERC プラント班)

- ・オンサイト総括は、即応センターからのプラント状況の報告や説明に際して、事態の更なる進展に備え、先行的な準備及び実行状況について継続的に指導し、関連情報を要求するなど、事業者と一体となり万全な事故収束に向けた適切な業務が実施できた。
- ・原災法第10条事象及び第15条事象に係る事業者通報の受理に際して、TV会議システムを活用した原子力規制委員会による迅速な事態認定を行うことができ、その有効性が確認できた。
- ・発電所内の負傷者に関する情報を即応センターから入手し、ホワイトボードへの記載と医療班への口頭伝達など、迅速な対応が実施できた。

(ERC 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態における緊急時モニタリング実施計画の発出に当たって、「緊急時のための原子力規制委員会行動規範」に基づき、オフサイト総括の専決事項として処理するなど、迅速な対応が実施できた。意思決定のプロセスを検証するため、エビデンスを残す必要性について検討することが望ましい。
- ・施設敷地緊急事態において、緊急時ホームページを開設し緊急時モニタリング状況を公開する基本的手順を確認できた。
- ・国際班からのモニタリングポストの緯度・経度情報に係る問い合わせについて、事前に準備した資料を活用して適切に対応することができた。
- ・ホワイトボード付きのプロジェクタに、緊急時モニタリングシステムの画面を投影し欠測しているモニタリングポストをマークし画像として保存することで定時報告に活用できた。今後は、班マニュアルにホワイトボード付きプロジェクタの活用方法を明確に記載することの検討が必要である。

(ERC 医療班)

- ・広報対応や書式集等を追加するなど班マニュアルを改訂したことで、迅速に全体像の把握を行うことができた。また、ICS (Incident command system) の概念を取り入れ、班内を「班長・参謀」「ロジ・総務」「現場支援 (对被災地、对指定公共機関等)」に業務分担したことで有効に機能した。今後は、班マニュアル作成について、防災・

危機管理の専門家の助言等を受ける必要がある。

(E R C 実動対処班)

- ・警戒事態において現地派遣に係る調整、被災情報の収集及び派遣準備を実施し、先行的な活動が実施できた。
- ・施設敷地緊急事態において中央合同庁舎第8号館へ移動後、非常災害対策本部事務局事案対処部門との合同オペレーションを実施し、実動省庁派遣要員とともに物資調達及び輸送に係る総合調整等を実施できた。
- ・原災法第15条事象発生後、川内原子力発電所から中容量発電機車及び可搬型ディーゼル注入ポンプを玄海原子力発電所へ輸送する支援要請に対し、実動省庁等と調整を図り対応できた。今後は、迅速な対応をするためにも、港湾情報、道路情報(重量制限等)、輸送船舶等に係る基礎資料を平時から準備するとともに、複数の輸送手段を検討することも一案である。
- ・施設敷地緊急事態において班マニュアルに基づき、全面緊急事態の発生に備え、「自衛隊の部隊等の原子力災害派遣要請について(案)」を作成し、官邸実動対処班へ送付するなど、事態の進展に応じた適切な活動が実施できた。
- ・D-NET用の端末のほか、中央合同庁舎第8号館においては、インタラクティブプロジェクトを用いた表示画面により、動態情報のリアルタイムでの把握とともに被害情報の入手等ができた。今後は、各拠点におけるD-NETを活用した情報共有の在り方について検討が必要である。

環境省

- ・TV会議システムを防災インフラとして使用し、現地の九州地方環境事務所とリアルタイムで連絡調整を行うことができたが、今後は、技術的な課題についても改善する必要がある。
- ・ERC放射線班が保有する原子力発電所周辺のマニタリング結果と環境省が保有する離島等における環境放射線等マニタリング結果の相互提供を行った。今後は、連携内容について内閣府及び原子力規制庁と協議することが必要である。

【改善すべき事項及び今後の対策】

各拠点

- ・各拠点の各機能班が、クロノロジーを作成する作業において複数のツール(ホワイトボード、電子ホワイトボード、情報システム)により同じ情報を入力している状況が多数見受けられた。各情報共有ツールの特性を踏まえ、使用目的を明確にした上で、有効に活用するための方策や情報の整理の仕方について検討が必要である。
- ・各拠点の統合原子力防災ネットワーク端末、電子ホワイトボード等の増設のほか、原子力防災活動情報システムの操作性やFAX、複合機等の性能及び設置場所も含め、今後、訓練参加者の意見も踏まえて利便性の改善について検討が必要である。

官邸

(全般)

- ・幹部等への報告に当たって、原子力施設に係る専門用語や略語が使用される場合があり、原子力分野を専門としない関係省庁の幹部等も理解しやすいよう、専門用語や略語の解説資料を事前に準備し、関係者間の共有について検討が必要である。
- ・幹部等への状況報告は、事象の進展に応じた資料を予め準備し、幹部等の動きに応じて適切なタイミングで誰が報告をするのかも含めて決めておく必要がある。

(官邸 総括班)

- ・「非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部合同会議」の資料準備や「原子力事故合

同対策本部の設置について」の閣議決定作業について、手順を明確にすることについて検討が必要である。

- ・非常災害対策本部との合同会議（中央合同庁舎第8号館）において共有された情報について、会議出席者が要点や重要な事項を共有することについて検討が必要である。

（官邸 プラント班）

- ・プラントの事故進展予測について、時間経過の起点が不明確であることや、前提の誤りで予測時間が変更になるなどの場面があったため、時間表記の考え方について検討が必要である。

（官邸 連絡要員）

- ・プラント班から、官邸連絡要員に対し、プラント状況に進展がない場合も含めて定期的に情報共有を図る対応をしたが、今回の対応が官邸連絡要員において「情報入手の迅速化」の観点から有効に機能したのか、不必要な作業はなかったのか、検証が必要である。

E R C

（全般）

- ・緊急時対策所に派遣される現地の原子力運転検査官等の職員に対する安定ヨウ素剤の服用の判断基準等が不明確であるため、平時からマニュアル等の策定に向けた検討が必要である。
- ・実動組織を含む防災業務関係者に対する放射線防護の観点からの助言等は、事態の進展状況等に応じて、どのタイミングでどのような助言をすべきか、その際、原子力災害対策本部等で意思決定のプロセスや防災業務関係者への伝達等を担当する機能班等の在り方について検討が必要である。
- ・非常災害対策本部事務局との総合防災情報システムを活用した連携要領を具体化するため、複合災害時における同システム端末の設置場所や活用の在り方等について検討が必要である。
- ・E R C組織内においては、職員の安全管理を司る責任者が任命されていないことを除き、ほぼ必要な機能は全て設置されている。さらに機能的且つ有機的にE R Cを運営するために組織構造の見直しの検討を推奨する。
- ・E R C全体の指揮命令系統については、組織全体のマネジメントを整理し、直接指揮する機能班数の限界等も考慮して、指揮の一元性、円滑な情報のフロー、状況認識の統一を維持するため、全体指揮責任者のあり方等について検討が必要である。
- ・実動組織に対する安定ヨウ素剤の配布・服用の助言等について明確な取り決めがないことで、オフサイト総括とE R C実動対処班の間で調整に混乱が見られた。今後、安全責任者を任命することも含めマニュアル等に要領を明確とすることについて検討が必要である。
- ・E R C各班の共通課題として、初動時の対応における各機能班の最小限必要な要員数について訓練を通じて検討が必要である。
- ・E R C各班における情報連絡窓口が分かりにくいいため、情報の周知が十分になされないおそれや時間のロスに繋がるため、各班の窓口が明確に分かるような対策について検討が必要である。

（E R C オフサイト総括）

- ・災害対応の各段階において実施すべきタスクの対応状況やその結果について、各機能班で適切にフォローアップできていない状況（全面緊急事態に進展後、施設敷地緊急事態要避難者への対応状況を積極的に把握する意識が薄かったなど）があったため、当該機能班の果たすべき役割を具体的なタスクに区分・整理するなど、マニュアルの

中で明確にすることについて検討が必要である。

(E R C 総括班)

- ・原子力規制委員会による事態認定がTV会議システムを使用して行われたが、会議内容の議事録作成等が行われなかった。原子力規制委員会による事態認定のための会議についても、議事録作成について検討が必要である。
- ・関係機能班、厚生労働省及び人事院と特例緊急被ばく限度の引き上げに係る手順の確認を行ったが、緊急時対策所で活動する現地の原子力運転検査官の安定ヨウ素剤服用の判断基準や伝達に係る手順について検討が必要である。

(E R C 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態においては、EMCが定時に空間線量率測定結果をまとめ、ERCの評価後、関係機関に情報共有をするが、警戒事態においては、EMCが立ち上がっていないこともあり、放射線情報の共有体制が不明確である。このため、警戒事態における放射線情報の共有の必要性も含めた検討が必要である。
- ・警戒事態において原子力事故警戒本部長からEMCの立ち上げ準備への協力要請がなされたことを受け、班長から上席放射線防災専門官、各県の担当者にEMCの立ち上げ準備への協力を伝えるよう指示したが、上席放射線防災専門官は、活動情報システムが導入されていないため、協力要請文書を確認することができなかった。このため、OFC放射線班の端末を用いて、必要な情報を確認するなどマニュアル等に記載することも含め検討が必要である。
- ・モニタリングポストの位置情報(緯度・経度)については、緊急時モニタリングシステムで表示・印刷ができないため、モニタリングポストの位置情報をシステムから表示・印刷できるよう検討が必要である。
- ・緊急事態応急対策委員の派遣の要否について、ERC内の意思決定プロセスを明確にするため、オフサイト総括の役割を明確にした上で、了承を得るべき案件を整理し、班マニュアルに記載することの検討が必要である。
- ・統合原子力防災ネットワーク端末において、活動情報システムと緊急時モニタリングシステムを同時に起動すると、活動情報システムがシステムダウンするため対策の検討が必要である。
- ・日本原子力研究開発機構及び量子科学技術研究開発機構に対する要員派遣準備要請が遅れたが、業務の手順について訓練を通じて習熟しておく必要がある。

(E R C 医療班)

- ・総括班が取りまとめている被害報の記載項目・内容について、「安定ヨウ素剤の服用に関する情報」及び「負傷者の発生状況」については、医療班が担当しているものの、業務の実態と整合しないため、その他の項目も含め関係する機能班と調整の上、記載する項目・内容について検討が必要である。
- ・発災後に関係地方公共団体から安定ヨウ素剤の備蓄状況等の情報収集を実施しているが、平時から備蓄状況等をデータベース化するなど基礎情報を整備することの検討が必要である。

(E R C 実動対処班)

- ・施設敷地緊急事態以降、中央合同庁舎第8号館へ移動する旨を活動情報システムへ掲載したが、ERCの机上電話に連絡があるなど、移動が周知されていない状況が見られた。移動先の連絡先を周知することや実動対処班ブースに連絡要員を配置することも含め検討が必要である。

内閣府(防災担当)

- ・非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議におけるTV会議の際、一時音声

出ない事象が発生したが、今後このような事象が発生しないように、TV会議システム操作の習熟を図る必要がある。

環境省

- ・自然災害及び原子力災害の複合災害における環境省全体としての対応、各災害に対応する参集要員の重複解消、広報のあり方等、訓練を通して指摘された課題の改善に向けた対策の検討が必要である。

経済産業省

- ・ERC、OFC派遣要員の名簿管理のほか、要員に対して研修を実施したが、人事異動等の影響もあり、一部要員に対し十分な対応ができなかった。今後は、研修により要員の能力の維持・向上を図るとともに、要員名簿の管理について検討が必要である。

原子力規制庁

- ・ERSSの表示パラメータは、蓄圧系の注入が継続していたものの、同系は表示上不明であった。事故の進展を予測する上で、重要なパラメータを確認できるようにERSS伝送パラメータの見直しについて検討が必要である。
- ・大画面について、右側にTV会議システムを表示しているが、左側の表示内容について活用できるよう検討が必要である。

2.2.3 海外対応訓練

(1) 訓練概要

国際原子力機関(以下「IAEA」という。)の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等を行う。

(2) 訓練参加機関

外務省、原子力規制委員会

(3) 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を受けてIAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関するERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

また、海外からの支援申入れが外務省にあったことを想定し、ERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

(4) 実施概要

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の認定、OIL2の基準を超える判断を受け、IAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施した。

海外関係機関への情報共有、外務省を経由して海外からの支援申入れがあった場合のERC及び外務省間の連絡体制や対応手順を確認した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

ERC

(全般)

- ・事態の進展に応じてIAEAが構築している通報・情報共有の枠組みに設けられた訓練用サイトを用いて、IAEA及び関係各国への通報・情報共有を行うとともに、英文情報は、外務省国際原子力協力室、関係機関に対しても適切に共有できた。

(E R C 国際班)

- ・班内の関係省庁要員へ、 I A E A 通報の入力要領等について教育した上で作業指示をするなど明確な任務付与により適切な活動が実施できた。
- ・ I A E A 通報等の作業項目をチェックリスト化するなどの班マニュアルの改善を図ったことで、ヒューマンエラーを防止し、適切な活動が実施できた。
- ・関係省庁要員等による作業の効率化を図ることを目的として、事前に I A E A 通報例文集を作成するなど効率的な活動が実施できた。
- ・外務省経由で行われる海外からの支援申し入れについて、 E R C 各担当へ受け入れの可否を確認したのち、和文と英文の支援申し入れに係る資料を外務省へ送付するなど適切に対応できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】**E R C****(E R C 国際班)**

- ・英文資料の様式が定まっていないため、様式の整備が必要である。また、定型文においては、翻訳した基礎資料をデータベース化し作業の効率化を図ることについて検討が必要である。
- ・国際原子力機関 (I A E A) への通報について、迅速かつ効率的に業務遂行できるよう、資料の作成等を含め統合原子力防災ネットワーク端末の設置の在り方について検討が必要である。
- ・2つの場所 (E R C 内及び執務室) に分かれて作業を実施しているため、班内の情報共有の方法について引き続き検討が必要である。
- ・外務省経由で行われる海外からの支援申し入れについては、受け入れに係る体制や手順について関係機関間で引き続き整理・検討が必要である。
- ・班マニュアルでは、各種資料セット後に情報共有として関係者へ紙により配布しているが、紙あるいは電子情報として情報共有すべき資料の精査及び班マニュアルの修正について検討が必要である。
- ・在京大使館から外務省になされる照会に関して、外務省と国際班の作業分担及びタイミングを含めた共有要領について検討が必要である。
- ・政府の意思決定に係る文書 (指示文、公示文) 等の重要情報については、専用端末へのポップアップに加えて、館内放送を併用するなどの E R C 内における周知方法について検討が必要である。

2.3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練**2.3.1 災害対策本部等の運営訓練****(1) 訓練概要**

原子力発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、TV会議システム等を活用し、 E R C 及び F C と継続的な情報共有等を図る。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市 等

(3) 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、TV会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFCに現地災害対策本部要員及び連絡員を派遣する。

(4) 実施概要

佐賀県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに佐賀県知事を本部長とする県災害対策本部が設置され、県内の地震に伴う被害状況の確認等を行った。

8:58にERCより施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の作成要請を受け、玄海町及び唐津市と協議の上、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

9:00に第1回佐賀県災害対策本部会議を開催し、道路被害状況、児童・園児の保護者への引き渡し、事態の進展に備えOFCへの現地対策本部の設置及び副知事の派遣について知事の承認を得た。

10:30に原子力事故警戒本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部とのTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

同実施方針(案)では、避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者のほか、防護措置の基本的考え方として以下を明示した。

佐賀県

防護措置の基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

地震により自宅が被災した場合は、市町内の避難所へ避難する。

地震によりPAZ内及び近傍に通行不能箇所の発生が確認されているものの、施設敷地緊急事態要避難者の避難経路の変更により避難は可能である。

玄海町の対応については、施設敷地緊急事態要避難者(保育所の園児及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く。)のうち、在宅の要避難者は、小城市の避難先(8施設)へ、医療機関(1施設)は県内の災害拠点病院(7施設)へ、福祉施設(2施設)は佐賀市、多久市及び小城市の避難先(5施設)へ避難を実施する。この際、支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を利用する。

また、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者(社会福祉施設、在宅の要避難者の一部)は、近隣の放射線防護対策施設である社会福祉施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難準備が整うまで屋内退避を実施する。その上で、要避難者の健康状態、避難車両、避難先等の体制が整い次第、避難先へ避難を実施する。

安定ヨウ素剤を携行していない要避難者に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

唐津市の対応については、施設敷地緊急事態要避難者(学校、保育所の児童・生徒等及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を

除く。)のうち、在宅の要避難者は江北町及び白石町の避難先(10施設)へ、福祉施設は佐賀市、小城市及び江北町の避難先(5施設)へ避難を実施する。この際、支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を利用する。

無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者(社会福祉施設入所者、在宅の要避難者)は、放射線防護対策施設である社会福祉施設「宝寿荘」、「ちんぜい荘」及び「ひぜん荘」において、避難準備が整うまで屋内退避を実施する。その上で、要避難者の健康状態、避難車両、避難先等の体制が整い次第、避難先へ避難を実施する。

安定ヨウ素剤を携行していない要避難者に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

P A Z内の住民には、避難の準備を要請する。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を実施するとともに、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、O F C内に県現地災害対策本部を設置した。

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議にT V会議を通じて知事等が参加し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。

13:40に第2回佐賀県災害対策本部会議を開催し、被害状況及び避難状況の共有、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)に関する検討が行われた。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議が開催され、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)について先行的に決定した。

同実施方針(案)では、避難及び屋内退避の対象となる住民のほか、避難に際しての基本的考え方として以下を明示した。

佐賀県

防護措置の基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

地震によりP A Z内及び近傍に通行不能箇所の発生が確認されているものの、全面緊急事態における住民の避難経路の変更により避難は可能である。

玄海町の対応については、小城市の避難先(8施設)へ避難を実施する。避難は、原則、自家用車とし困難な場合はバスを利用する。

避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

社会福祉施設入所者、在宅の要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設である社会福祉施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。なお、避難をする際には、安定ヨウ

素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施する。この際、バス及び福祉車両を利用する。

UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

自宅の損壊等により屋内退避が困難である場合は、各市町により設置された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

唐津市の対応については、白石町の避難先（7施設）、江北町の避難先（3施設）へ避難を実施する。避難は、原則、自家用車とし困難な場合はバスを利用する。

避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

社会福祉施設入所者、在宅の要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設である社会福祉施設「宝寿荘」、「ちんぜい荘」及び「ひぜん荘」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施する。この際、バス及び福祉車両を利用する。

UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

自宅の損壊等により屋内退避が困難である場合は、各市町により設置された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

（全面緊急事態）

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会に参加し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認をするとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

16:20に第3回佐賀県災害対策本部会議を開催し、被害状況、避難状況等の共有が行われた。

11:30（2日目）に第4回佐賀県災害対策本部会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転等の実施方針（案）の確認が行われた。

12:00に第3回原子力災害合同対策協議会に参加し、UPZ内一部住民の一時移転について、対象地区・対象者数、避難先・避難ルート、住民の輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を確認し、一時移転等の実施方針を決定した。

同実施方針では、UPZ内一部住民の一時移転に際しての基本的考え方として以下を明示した。

<一時移転>

対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施する。

一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。

学校・保育所等の児童・生徒は、地震発生に伴い休校措置を実施して

おり、施設内の滞在者は居ない。
社会福祉施設（通所施設）は、地震発生に伴い休所措置を実施しており、施設内の滞在者は居ない。
一時移転までの間、自宅の損壊等により屋内退避が困難である住民等は、町民会館にて屋内退避を実施する。
<地域生産物の摂取制限>
対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

15：42に第5回佐賀県災害対策本部会議を開催し、被害状況、避難状況等の共有が行われた。

玄海町

（警戒事態）

地震発生後、玄海町長を本部長とする玄海町災害対策本部が設置された。

8：45に第1回玄海町災害対策本部会議を開催し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備指示、PAZ内一時集合場所の開設準備指示、学校に対し児童・生徒の保護者への引き渡し指示等がなされ、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

（施設敷地緊急事態）

11：25に第2回玄海町災害対策本部会議を開催し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難指示、社会福祉施設「玄海園」入所者の屋内退避指示、PAZ内の住民への避難準備指示、学校に対し児童・生徒の保護者への引き渡し等が決定され、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

（全面緊急事態）

16：30に第3回玄海町災害対策本部会議を開催し、PAZ内住民の避難及び安定ヨウ素剤の服用指示、社会福祉施設「玄海園」入所者の屋内退避指示、UPZ内住民の屋内退避指示等がなされ、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

12：20（2日目）に第4回玄海町災害対策本部会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転、安定ヨウ素剤の緊急配布等が決定され、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

唐津市

（警戒事態）

地震発生後、直ちに唐津市長を本部長とする唐津市災害対策本部を設置された。

8：00に第1回唐津市災害対策本部会議を開催し、市内小中学校、保育園等の休校・休園を決定した。

9：00に第2回唐津市災害対策本部会議が開催され、PAZ内要避難者の避難準備要請、PAZ内要避難者数、必要となる車両数等について報告が行われた。

（施設敷地緊急事態）

14：40に第3回唐津市災害対策本部会議を開催し、PAZ内住民の避難準備、安定ヨウ素剤の緊急配布準備、社会福祉施設「宝寿荘」入所者の屋内退避準備等について決定した。

（全面緊急事態）

16：23に第1回原子力災害合同対策協議会終了後、本部長よりPAZ内住民の避難及びUPZ内住民の屋内退避について指示が行われた。

長崎県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに長崎県知事を本部長とする県災害対策本部が設置された。

10:00に松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、地震による被害状況、警戒事態発生に伴う避難準備状況等の確認を実施した。

10:30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部とのTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

同実施方針(案)では、避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者のほか、防護措置の基本的考え方として以下を明示した。

長崎県

防護措置の基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

地震により自宅が被災した場合は、市町内の避難所へ避難する。

地震によりPAZに準ずる地域及び近傍に通行不能箇所が発生しているものの、施設敷地緊急事態要避難者の避難経路の変更により避難は可能である。

松浦市鷹島地区の対応については、施設敷地緊急事態要避難者(学校、保育所の児童及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く。)のうち、在宅の要避難者は、波佐見町の避難先(3施設)へ、医療機関は佐世保市の佐世保市総合医療センターへ、福祉施設は佐世保市の避難先(1施設)へ避難を実施する。この際、支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を利用する。

また、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者(医療機関、在宅の避難行動要支援者)は、放射線防護対策施設である社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施する。その上で、要避難者の健康状態、避難車両、避難先等の体制が整い次第、避難先へ避難を実施する。

安定ヨウ素剤を携行していない要避難者に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

松浦市黒島地区の対応については、施設敷地緊急事態要避難者は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにおいて、屋内退避を実施する。

天候の回復等により海路避難が可能となった場合、波佐見町の避難先(3施設)へ海路及びバスによる避難を実施する。

松浦市鷹島・黒島の住民には、避難準備を要請する。

(施設敷地緊急事態)

11:15に第1回長崎県災害対策本部会議を開催し、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議にTV会議を通じて知事等が参加し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議に参加し、施設敷地緊急事態要避難

者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）について先行的に決定した。

同実施方針（案）では、避難及び屋内退避の対象となる住民のほか、避難に際しての基本的考え方として以下を明示した。

長崎県

避難に際しての基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

地震により通行不能箇所が発生していることが確認されているが、P A Zに準ずる区域の避難経路（基本経路）に被災は生じていない。波浪注意報が継続しており、天候の回復等により海路避難が可能となった場合、波佐見町の避難先（3施設）へ海路及びバスによる避難を実施する。

松浦市鷹島地区の対応については、波佐見町の避難先（3施設）へ避難を実施する。避難は、原則、自家用車とし困難な場合はバスを利用する。

避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

社会福祉施設及び在宅の要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設へ避難を実施する。避難は、バス及び福祉車両を利用する。

松浦市黒島地区の対応については、海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにおいて、屋内退避を実施する。天候の回復後、体制が整い次第、黒島港から松浦市が確保した船舶にて、御厨港に避難する。上陸後は、長崎県が確保したバスを利用し、波佐見町の避難先（3施設）に避難する。

U P Z内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

自宅の損壊等により屋内退避が困難である場合は、各市町により設置された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

（全面緊急事態）

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会に参加し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認をするとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

16:30に第2回長崎県災害対策本部会議を開催し、P A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認、P A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難指示、U P Z内住民の屋内退避指示等が行われた。

9:30（2日目）に県北振興局及び松浦市とT V会議を開催し、P A Zに準

じた防護措置を実施する地域内の住民の避難状況の確認が実施された。

12:45に松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転指示が行われた。

15:00に松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転状況の共有が行われた。

松浦市

(警戒事態)

地震発生後、直ちに松浦市長を本部長とする松浦市災害対策本部が設置された。

10:00に長崎県、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、地震による被害状況、警戒事態発生に伴う避難準備状況等の確認を実施した。

(施設敷地緊急事態)

11:15の第1回長崎県災害対策本部会議の結果を受けて、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始した。

(全面緊急事態)

16:30の第2回長崎県災害対策本部会議の結果を受けて、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難指示、UPZ内住民の屋内退避指示等を行った。

9:30(2日目)に県北振興局及び松浦市とTV会議を開催し、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難状況の確認が実施された。

福岡県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに福岡県副知事を本部長とする県災害対策本部が設置された。

10:30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部及び松浦市災害対策本部とのTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

(施設敷地緊急事態)

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議にTV会議を通じて知事等が参加し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議に参加し、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)について先行的に決定した。

福岡県

UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

(全面緊急事態)

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会に参加し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認をするとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

佐賀県

- ・重要な情報があれば館内放送により本部全体への情報共有を図るとともに、総括対策部が各部の状況を把握し定期的に情報共有ができた。今後も、本部要員向けの研修とともに各部の役割分担について周知することが必要である。

長崎県

- ・地震に係る被害状況の情報収集とともに、九州電力から事業者通報を受信し、住民避難を円滑に行うための検討を実施できた。引き続き、自然災害及び原子力災害に係る対策の知識の習得・向上に努める必要がある。
- ・天候不良により、ヘリコプターによる避難ができなかったが、代替手段を確保し避難を実施できた。今後の課題として、避難実施計画(案)を作成する段階で、輸送手段が確保できない場合の代替手段等をあらかじめ避難実施計画にも記載しておくことが必要である。

佐世保市

- ・新たに作成・配布された地図を活用して、原子力災害の全般状況図、地震の被害状況図、緊急時モニタリングの状況図等を整備し、情報を可視化することにより、関係者の認識統一や対策の検討を容易にすることができた。実動組織等でUTM座標を利用する取組が進んでいることから、今後、避難及び受入について計画を具体化するために、UTM座標の入った1/2.5万地図の作成・配布が必要である。

福岡県

- ・本部設置時からFAXやTV会議を通じて迅速な情報共有を実施できた。また、統合原子力防災ネットワークや県の防災FAXを活用し、継続的な情報提供ができた。
- ・糸島市二丈地区住民の一時移転に際し、福岡県バス協会に協力要請を行い、必要な避難車両を確保できた。この際、バス運転手の放射線被ばくを考慮し、市職員が運転を代行するなどの適切な対応を行うことができた。

佐賀県警察

- ・県庁危機管理センターに無線機を携帯した連絡要員を派遣し継続的な情報収集及び部隊運用の調整が実施できた。

長崎県警察

- ・長崎県警察災害警備本部、長崎県災害対策本部及びOFCに派遣した連絡要員との間で効果的な情報共有ができ、事態の進展に応じた迅速・的確な対応を実施できた。今後も、防災関係機関との様々なシナリオへの検討・協議を継続し、訓練を通じて対処能力の向上や連携の強化を図る必要がある。

【改善すべき事項及び今後の対策】

佐賀県

- ・NTT回線、防災無線、統合原子力防災ネットワーク等の複数の回線を使用していたが、機器の取扱いが異なり訓練参加者に混乱が生じた。また、警戒事態では、ERCから佐賀県災害対策本部に連絡をすることとなっているが、連絡先であるERCの電話番号を把握していない。今後の課題として、統合原子力防災ネットワークの利用方法に精通した人材を本部に配置するとともに、機器の取扱いについて習熟を図る必要がある。さらに、緊急時の連絡先を事前に把握することも必要である。

玄海町

- ・送受信したFAXが区分整理されず、管理番号も付与されていなかった。災害対策本

部活動を円滑にするため、FAX文書については送受信毎に収納ボックスを設け、管理番号を付与するなど文書管理を適切に行うことも一案である。

唐津市

- ・関係自治体において会議資料の入手手段がFAXのみであるため、迅速かつ正確な情報共有に不安が残るとともに、本部の会議資料や広報資料等の2次的利用も検討しているため、統合原子力防災ネットワークシステムの整備等について検討が必要である。
- ・被害状況や防護措置の実施方針の取りまとめ等を平時から共通様式を作成し、共有しておく必要がある。また、実施方針の検討における輸送手段の確保など自治体への確認時は「玄海地域の緊急時対応」をベースに確認する必要がある。佐賀県では自然災害における情報共有について「防災GIS」を活用しているため、原子力災害時においてもこれら既存システムの有効活用について検討が必要である。

長崎県

- ・住民の避難状況を把握しOFC住民安全班に伝達しているが、原子力災害（自然災害との複合を含む。）における各県の災害対策本部と現地本部との住民避難に係る役割分担を明確とした上で、共通様式を用いた情報収集等について、災害対策基本法の枠組みを踏まえ、県とOFC住民安全班との連携方法を整理することの検討が必要である。

佐世保市

- ・複数のTV会議に参加したが、机上配布の資料が手元になく円滑な会議運営に支障をきたした。TV画面に資料を表示していたものの、画面が小さく読み取ることが困難であった。FAXの受信確認や会議前の準備の時間を考慮し、原子力災害合同対策協議会へ参加する関係機関への統合原子力防災ネットワークシステム等の整備について検討が必要である。
- ・原子力災害対応においては、専門知識を有する職員が必要となることから、国等の職員派遣も含めて自治体への支援について検討が必要である。

福岡県

- ・EMCやOFC放射線班、現地対策本部に人員を割かれるため、本部人員の不足が懸念されることから、他の自治体からの応援職員の派遣についても検討が必要である。

佐賀県警察

- ・複合災害において、佐賀県庁危機管理センター内の県警ブースは、活動に必要なスペースが十分でない可能性があるため、レイアウトを見直す場合は、資機材、図面等を設置するスペースについて検討が必要である。

2.3.2 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、陸路及び海路避難の輸送手段の確保等を行い、避難等を実施する。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、玄海町、唐津市、多久市、小城市、松浦市、佐世保市、陸上自衛隊、関係社会福祉施設、九州電力株式会社 等

(3) 訓練内容

警戒事態

警戒事態の発生後、事態の進展に備え、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態の発生後、施設敷地緊急事態要避難者は、国、関係地方公共団体、実動組織等との調整により輸送手段が決まり次第、指定された避難先に避難を開始する。また、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設に避難を開始する。なお、気象条件により海路による避難が困難な場合は、屋内退避を実施する。

(4) 実施概要

警戒事態

8：42に原子力事故警戒本部より、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請を受けた。その後、避難車両の確保、避難先施設の状況確認を行った。

施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、玄海町、唐津市及び松浦市において、在宅の施設敷地緊急事態要避難者の避難及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の屋内退避を実施した。

ア 施設敷地緊急事態要避難者の避難

玄海町では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上で施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示した。浜野浦地区の在宅要避難者は、地区集会所から九州電力が手配した福祉車両により事前に計画された避難経路を利用して避難先である多久市へ避難した。

唐津市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上で施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示した。竹ノ内地区の在宅要避難者は、地区集会所から九州電力が手配した福祉車両により避難先である社会福祉施設「ちんぜい荘」へ、社会福祉施設「宝寿荘」は、陸上自衛隊車両及び福祉車両により避難先である小城市の社会福祉施設「清水園」へ避難を実施した。

松浦市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、波浪注意報の継続による黒島港からの海路避難の可否、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上で施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示した。鷹島では、社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」は、九州電力が手配した福祉車両により避難先である佐世保市の社会福祉施設「ケアハウスとうめい」へ避難を実施した。黒島の在宅要避難者は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにて屋内退避を実施した。

イ 無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の屋内退避

玄海町については、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を、近隣の放射線防護対策施設である社会福祉施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施した。社会福祉施設「玄海園」は、陸上自衛隊ヘリコプターにより避難先である多久市の社会福祉施設「天寿荘」へ避難を行った。

唐津市については、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を、放射線防護対策施設である社会福祉施設「宝寿荘」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施した。体制が整った後、福祉車両により、社会福祉施設「清水園」へ避難を行った。

松浦市鷹島については、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を、放射線防護対策施設である社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施した。体制が整った後、福祉車両等により、社会福祉施設「ケアハウスとうめい」へ避難を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

各拠点

- ・玄海町、唐津市及び松浦市（鷹島支所）は、事業者通報の内容について住民に防災行政無線で提供するとともに広報車両でパトロールを実施できた。さらに、防災行政無線、電話により、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者に対して避難準備の連絡を実施できた。施設敷地緊急事態発生の連絡を受け避難の指示を行い、自治体が定める避難計画に基づき、避難先との調整を含め基本的な手順を確認することができた。

玄海町

- ・社会福祉施設「玄海園」では、長時間の移動に耐えられない要配慮者について、ヘリコプターでの支援を要請しており、施設敷地緊急事態発生後、陸上自衛隊ヘリコプターを利用し中継地点である多久市陸上競技場まで速やかに移送した。その際、施設の近隣にある旧値賀中学校グラウンドを臨時ヘリポートとして利用することで、要配慮者の負担を軽減できた。避難準備から避難までの一連の手順を確認することができた。
- ・「玄海みらい学園」の生徒の保護者への引き渡しは、生徒と保護者を事前に登録した上で、待ち合わせ場所や保護者車両の誘導要領の細部を定め、円滑に実施できた。
- ・事業者通報及び事態の発生に係る情報を、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール及びホームページを活用した広報を実施できた。施設敷地緊急事態以降は、既存の情報伝達手段に加え広報車両を利用し、地域防災計画に基づく住民への情報提供を実施できた。

唐津市

- ・唐津市の社会福祉施設「宝寿荘」では、実施計画に基づき施設長指揮の下、速やかな情報共有及び避難行動を円滑に実施できた。また、施設長は、施設敷地緊急事態の発生連絡を受信後、館内放送を用いて、職員及び入居者に避難準備、屋内退避等の指示を実施できた。
- ・唐津市横竹地区の在宅の要避難者は、施設敷地緊急事態の発生を受けて、指定された車両により円滑に避難するとともに、社会福祉施設「ちんぜい荘」では、本部から派遣された職員により円滑な受入体制を確立できた。
- ・九州電力の職員は、不安を抱えている要避難者に対し、「車いすを動かします。」「右へ曲がります。」などの声掛けを行うという介護現場における基本的事項ができていた。今後も訓練を通じて、避難を支援する職員も同様の意識で業務に当たることが重要である。

松浦市

- ・松浦市の社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」では、職員と県が手配した車両を利用することで災害時には十分に対応できることを確認できた。また、警戒事

態の段階で受入先施設と避難者リストを送付するなどの調整を行い、受入先の了解を得て避難する手順を確認できた。

2.3.3 P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練

(1) 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民について、避難先の調整、陸路及び海路避難の輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で避難等を実施する。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、玄海町、唐津市、小城市、江北町、松浦市、波佐見町、佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人長崎県バス協会 等

(3) 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行うとともに、指定された避難所への避難等を行う。

(4) 実施概要

全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、玄海町、唐津市及び松浦市においては、P A Z、P A Zに準じた区域内の住民避難を実施した。

玄海町では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上でP A Z内住民に対し避難を指示した。値賀川内地区の住民は、自家用車又は県が手配したバスにより、避難先である小城市へ避難を実施した。安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、バス集合場所において安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。

唐津市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上でP A Z内住民に対し避難を指示した。横竹地区の住民は、県が手配したバスにより、避難先である江北町へ避難を実施した。安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、市民病院きたはたにおいて安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。

松浦市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、波浪注意報の継続による黒島港からの海路避難の可否、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上でP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民等に対し避難を指示した。鷹島の住民は、自家用車又は県が手配したバスにより避難先である波佐見町へ避難を実施した。安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、バス集合場所において安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。黒島の住民は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにて屋内退避を実施した。その後、天候の回復に伴い海路避難が可能となったため、黒島港から民間フェリーにより御厨港へ移動し、県が手配したバスにより避難先である波佐見町へ避難を実施した。安定ヨウ素剤の携行していない住民等に対しては、各集合場所で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。

(5) 評価結果**【良好な事項及び助長策】**

各拠点

- ・玄海町、唐津市の災害対策本部は、全面緊急事態発生との連絡を受け、PAZ内住民に対して避難の指示を実施できた。値賀川内地区の住民は小城市生涯学習センターに、横竹地区住民は江北町交流センターに避難を実施する一連の手順を確認できた。

玄海町

- ・玄海町では、住民避難の状況について、D-NETを活用して、その状況を把握・共有できた。引き続き、住民避難の状況を把握する方策について検討する必要がある。
- ・玄海町値賀川内地区の集合場所では、避難バスが配車されるとともに災害対策本部より派遣された職員による、避難住民数の把握、安定ヨウ素剤（模擬）、マスク、水等を配布するなど円滑な避難を実施できた。

唐津市

- ・避難の出発から避難退域時検査場所、休憩、到着等、その都度随行職員が、動態を電話連絡していたが、今回利用したD-NETは有効な情報共有手段として活用を検討する必要がある。さらに、道路管理者の交通情報カメラの情報等と組み合わせることでより有効な動態管理が可能となる。
- ・唐津市横竹地区の集合場所では、災害対策本部より派遣された職員により、避難住民の把握等の円滑な避難を実施できた。

松浦市

- ・松浦市鷹島は、防災行政無線の活用及び消防機関との連携を図り、住民への避難を周知し、集合時も計画に基づく円滑な避難を実施できた。さらに、避難車両の準備や支所職員が計画を熟知しており、避難者への指示や物品配布も行われるなど円滑な避難を実施できた。
- ・松浦市災害対策本部は、全面緊急事態発生との連絡を受け、黒島、鷹島の住民に対して防災行政無線より避難の指示を実施できた。黒島及び鷹島の住民は、波佐見町体育センターにバス及び自家用車で避難を実施する一連の手順を確認できた。

唐津市消防

- ・唐津市消防本部では、放射線被ばくのおそれのある傷病者や搬送車両の養生を的確に実施できた。

伊万里・有田消防

- ・実動組織との連携・調整を密に行ったことにより全体として円滑な活動ができた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

佐賀県

- ・住民避難における渋滞やペットの扱い等に対する不安があることから、避難に対する理解促進のため、原子力防災に関する定期的な住民広報、研修会等の実施を推奨する。

長崎県

- ・避難時の渋滞や経路への不安の声があることから、避難に対する理解促進のために、原子力防災に関する定期的な住民広報、研修会等を含めた継続的な避難訓練の実施を推奨する。

2.3.4 UPZ内住民の屋内退避実施訓練**(1) 訓練概要**

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ

内の社会福祉施設、住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市、関係社会福祉施設 等

(3) 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の社会福祉施設等において屋内退避を実施する。また、地震による家屋の倒壊等により、自宅での屋内退避が困難な場合を想定し、指定避難所等における屋内退避を行う。

(4) 実施概要

U P Z内の社会福祉施設等において屋内退避を実施した。また、地震による家屋の倒壊等により、自宅での屋内退避が困難な場合を想定し、指定避難所等における屋内退避を行う情報伝達等を実施した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

唐津市

- ・社会福祉施設「ちんぜい荘」は、災害対策本部からの全面緊急事態発生の連絡を受け当該施設のマニュアルに基づき、屋内退避を開始できた。職員は、初動対応班、避難誘導班、医療班、物資班及び安全班に分かれ、換気扇の停止、窓の閉鎖、医療品の確認等の屋内退避に係る一連の手順を確認できた。
- ・社会福祉施設「ちんぜい荘」は、写真等を用いた作業要領、機器の操作方法のほか、職員の役割を記載した当該施設のマニュアルを策定しており、フローチャートで新着任の職員でも屋内退避に係る業務に対応できるよう工夫していた。

福岡県

- ・原子力緊急事態宣言後、速やかに屋内退避の指示文が発出されたため、関係機関への指示、情報提供を実施できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

武雄市

- ・自宅損壊のため屋内退避用の避難所へ移動したが、避難所開設・運営において、責任者が明確ではなく情報共有や連携に影響を及ぼした。避難所の開設・運営には、責任者を指名し、円滑な情報共有や連携を図るとともに、行政のみでは対応できない場合も考慮して避難者やボランティアの方々と協力する必要がある。

2.3.5 U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練

(1) 訓練概要

O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民のU P Z外への一時移転を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。この際、玄海原子力発電所から30km圏以遠に避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、玄海町、小城市、陸上自衛隊、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県トラック協会、九州電力株式会社 等

(3) 訓練内容

U P Z内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた集合場所に集合し、そこから手配されたバス等を使用して指定された避難先に向けて一時移転を実施する。一時移転の実施に当たっては、バス避難集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

(4) 実施概要

緊急時モニタリング結果に基づく一時移転等の意思決定

全面緊急事態後の放射性物質の放出を受けて、緊急時モニタリング結果に基づく一時移転等の指示(案)・公示(案)の内容を確認し、第3回原子力災害合同対策協議会において、一時移転等の対象となる地区の検討、一時移転等の実施方針(案)を決定した。

O I L 2による一時移転

玄海町は、原子力災害合同対策協議会で決定された一時移転等の実施方針に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内である新田地区の住民は、集合場所である町民会館から自家用車又はバスにより避難先である小城市へ避難を実施した。一時移転に際し、避難経路上に設置した避難退域時検査場所である多久市陸上競技場において検査を行い、必要に応じ簡易除染を実施したほか、バス集合場所で安定ヨウ素剤(模擬)の緊急配布を受け、一時移転を実施した。上記のほか佐賀県(唐津市、伊万里市)、長崎県(松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市)及び福岡県(糸島市)で個別に一時移転訓練を実施した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

各拠点

- 一時移転に係る指示を受けて、玄海町、唐津市、松浦市及び糸島市の災害対策本部はU P Z内住民に対して、防災行政無線で広報を行うとともに一時移転に係る指示を伝達できた。玄海町新田地区の住民及び「玄海みらい学園」の児童は、避難退域時検査場所である多久市陸上競技場を経由し、小城市生涯学習センターに一時移転した。糸島市志摩新町地区の住民は、避難退域時検査場所である糸島リサーチパークを経由し、新宮町立文化コミュニティーセンターに、社会福祉施設「ふる里」の入所者は、須恵町の社会福祉施設「ニューライフ須恵」に一時移転した。松浦市福島地区の住民は、避難退域時検査場所である波佐見町体育センターで検査を受けた後、センター内の施設に一時移転する一連の手順を確認した。

避難退域時検査場所

- 避難退域時検査場所である波佐見町体育センターの駐車場は、十分に広さが確保され

ており、車両の検査、避難退域時検査、登録、問診等が円滑に実施できた。

- ・避難退域時検査場所である糸島リサーチパークでは、一時移転住民の避難退域時検査をパーク施設内で実施しており、受付・検査、必要により簡易除染後に退場することで動線を確認し円滑に実施できた。また、新たに導入した体表面モニタは、特に高齢者の負担を減らすことを確認できた。

玄海町

- ・原子力災害合同対策協議会で決定された一時移転等の実施方針に基づき、屋内退避中の一時移転対象地区である玄海町新田地区の住民は、集合場所である町民会館からバス等を利用して、避難退域時検査場所である多久市陸上競技場を經由し、小城市生涯学習センターに向けて一時移転を実施できた。集合場所では本部から派遣された職員による新田地区の住民の把握、安定ヨウ素剤（模擬）、マスク、水等の配布を行うことができた。
- ・「玄海みらい学園」は、玄海町災害対策本部からの指示により、児童の一時移転準備を行うとともに、教育委員会、学校職員等の誘導により、スクールバス及び民間バスで避難退域時検査場所である多久市陸上競技場を經由し、小城市生涯学習センターへ円滑に一時移転できた。
- ・「玄海みらい学園」は、防災行政無線及び電話連絡により玄海原子力発電所の異常通報を受け、学校職員及び教育委員会職員による保護者等への生徒の引き渡しに係る一連の基本的手順を確認できた。

みやき町

- ・事前に把握した避難者数に基づき避難所を設置したが、把握していた避難者よりも多くの方が避難してきたため少し手狭となったが対応ができた。今後、駐車スペースのある避難所への変更について検討が必要である。

松浦市

- ・福島支所では、災害対策本部への報告については、状況に応じて随時報告を行うなど情報共有を行うことができた。
- ・福島地区については、防災行政無線の活用及び消防機関との連携を図り、住民への一時移転の周知、逃げ遅れの確認を行うとともに、県職員及び支所員による緊急時モニタリングを実施することができた。さらに、支所員が避難計画を熟知しており一時移転者への指示や物品配布も円滑に行われるとともに、県本部から安定ヨウ素剤（模擬）の配布要員の支援を受け、準備されたバス内で安定ヨウ素剤の説明を行うなど一連の手順を確認できた。

川棚町

- ・避難退域時検査場所において、受付登録から問診までに十分な対応要員が配置されていたため、円滑に業務を実施することができたが、予想される避難者数（避難対象者）に応じた体制について訓練を通じて検討をすることが望ましい。
- ・行動記録・問診票の内容や聞き取り方法について事前にチーム内で確認することによって、待ち時間も少なく円滑な問診を進めることができた。

糸島市

- ・社会福祉施設「ふる里」は、一時移転の指示に伴い、避難先である社会福祉施設「ニューライフ須恵」及び経由施設である社会福祉施設「松寿苑」と電話により調整し、施設車両による円滑な一時移転を実施できた。
- ・志摩新町地区の住民は、受付時に市が管理している個人情報ICカードを活用するとともに、地区長と市職員が協力し、一時移転住民の確認、マスク、安定ヨウ素剤（模擬）の配布等を実施できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

避難退域時検査場所

- ・避難退域時検査場所である多久市陸上競技場は、グラウンドにテントを展張した検査場であったため、荒天時の対応について検討が必要である。

佐賀県

- ・住民からは、船舶避難、避難ルート、避難時の渋滞、避難所（誘導、ペットの扱い）等に対する不安の声があげられている。避難に対する理解促進のために、原子力防災に関する定期的な住民広報、研修会及び継続的な避難訓練の実施を推奨する。

唐津市

- ・安定ヨウ素剤（模擬）の配布については、時間の制限により詳細な説明ができなかったため、資料を用いて簡単に理解できるような工夫が必要である。
- ・自家用船舶の活用の可能性も含め離島からの海路避難の充実方策の在り方について検討することも必要である。

長崎県

- ・世知原地区の住民に対する安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布は円滑に実施できたものの、福島地区においては、バス内での円滑な配布ができなかったことから、バスや自家用車等を利用する住民も含めて配布方法について検討が必要である。
- ・三川内地区の救護所での安定ヨウ素剤（模擬）の配布については、少数の薬剤師で多くの住民に対応する前提で行ったが、住民への説明や問診票を用いた配布方法では円滑な配布とはならなかった。今後の課題として、安定ヨウ素剤を配布する際の問診票や説明資料を修正し、その配布手順について検討が必要である。
- ・住民からは、避難ルート、船舶避難、避難時の渋滞、要配慮者の避難に対する不安の声があげられている。避難に対する理解促進のために、原子力防災に関する定期的な住民広報、研修会や継続的な避難訓練の実施を推奨する。

川棚町

- ・受付での職員配置において、松浦市職員とその他の職員が交互に配置せず並べ実施したため、松浦市特有の地名や人名について松浦市職員に確認に時間を要した。今後、地区特有の地名一覧が分かるような資料を準備することなどの事務効率向上の検討が必要である。
- ・「被災住民登録・スクリーニング記録票」について、受付番号の付番ルールが全体に徹底されておらず事務フローの明確化とともに、避難所名の事前印字、行動記録へ移動経路の記入、事故後の飲食や服薬の有無等の記載内容の不足が確認されたため検討が必要である。
- ・確認用地図のカラー化、広域地図の準備、誘導表示、救護班用ベッドのシーツや衝立の準備、応急手当キットの準備等の未整備が確認されたため検討が必要である。

福岡県

- ・住民からは、災害・避難等に関する情報伝達、要避難者の避難に対する不安の声があげられている。避難に対する理解促進のために、原子力防災に関する定期的な住民広報、研修会及び継続的な避難訓練の実施を推奨する。

2.3.6 交通規制・警戒警備訓練

(1) 訓練概要

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等を行う。

(2) 訓練参加機関

佐賀県警察、長崎県警察、福岡県警察、第七管区海上保安本部(唐津海上保安部)

(3) 訓練内容

交通規制

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策を実施する。また、自然災害や交通規制による避難経路の変更に対応した避難誘導等を実施する。

警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

(4) 実施概要

交通規制

佐賀県警察本部、長崎県警察本部及び福岡県警察本部は、車両による避難誘導を円滑に行うため、主要交差点での交通整理、交通情報板や道路情報板を活用した交通規制を実施した。また、佐賀県及び玄海町においても、道路情報の広報や職員を配置し、避難誘導を実施した。

離島住民の海路避難に際し、海上保安庁の船舶による避難誘導を実施した。

警戒警備

佐賀県警察本部により、PAZ内について不要不急の車両及び人員の流入を規制し、緊急通行車両等の通行を確保した。また、唐津海上保安本部によるPAZ内の海域への立ち入り規制を実施した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

福岡県

- ・関係機関と意見交換・調整を行い、一時集合場所や避難所、交通規制が必要な箇所への適切な人員の配置が実施できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

佐賀県警察

- ・災害発生時、迅速的確に避難誘導を実施するためには、警察と自治体職員の緊密な連携が必要不可欠であるので、今後も避難誘導要領及び情報共有要領について訓練を通じて確認する必要がある。

2.3.7 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

(1) 訓練概要

現地の活動状況について、ヘリテレ映像等を各関係機関に伝送し、国及び関係地方公共団体間で情報共有を行う。

(2) 訓練参加機関

第七管区海上保安本部(唐津海上保安部)、陸上自衛隊、九州地方整備局、佐賀県、福岡県警察、長崎県警察

(3) 訓練内容

地域の被害状況、住民の避難状況等を海上保安庁、陸上自衛隊及び県警のヘリテ

レ映像等により各関係機関で共有する。

(4) 実施概要

海上保安庁（第七管区海上保安本部）、陸上自衛隊（西部方面航空隊）、福岡県警察等のヘリコプターによる上空からの映像を伝送し、災害状況や道路状況、現地の活動状況等について官邸、ERC、OFC等でリアルタイムでの情報共有を実施した。

1日目は、唐津市内から玄海原子力発電所の状況等を映像伝送し、リアルタイムでの各拠点への情報共有を行った。

2日目は、加唐島の避難状況、避難退域時検査場所である多久市陸上競技場及び系島リサーチパークの状況をリアルタイムで映像伝送し、各拠点への情報共有を実施した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

福岡県

- 各拠点への映像配信は実施できたものの、ヘリコプターの機数や伝送できる情報量には制限があるため配信の優先度を考慮する必要がある。このため、関係地方公共団体及び実動組織と協議を重ねながら決定する必要がある。

【改善すべき事項及び今後の対策】

福岡県警察

- 福岡県警察ヘリコプターが撮影したヘリテレ映像及び長崎県警察が撮影したモバイル映像を警察本部及び県災害対策本部に配信したが、佐世保市、松浦市、壱岐市等には映像情報の共有ができなかった。今後、回線の整備状況、映像配信が必要な施設の調整・選定について確認し、関係者による協議・調整の検討が必要である。

2.3.8 原子力災害医療訓練

(1) 訓練概要

UPZから避難している途中で負傷した住民が、適正・的確に原子力災害拠点病院等まで搬送され、適切な医療処置を受ける訓練を行う。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、佐賀県医療センター好生館、長崎大学、唐津市消防本部、長崎県、佐世保市総合医療センター、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター、松浦市消防本部、日本赤十字社長崎諫早原爆病院、福島県立医科大学、福岡県、九州大学、福岡市消防本部、広島大学

(3) 訓練内容

自治体職員による119番通報から、搬送先医療機関への傷病者受入要請までの一連の通信連絡訓練、各県災害対策本部による搬送車両・搬送先医療機関調整訓練、搬送先医療機関での汚染検査・除染・応急処置・内部被ばく検査及び線量評価訓練、原子力災害医療派遣チームの受入訓練を実施する。

(4) 実施概要

UPZ内の住民が避難途中で事故等により負傷し、さらに放射性物質による汚染を伴う想定で訓練を実施した。119番通報後に各県災害対策本部は、搬送車両及び搬送先の調整を行い、その後、車両にて医療機関への搬送を実施した。

医療機関到着後は、適切な防護措置を施したうえで、汚染検査、除染、必要な医療処置を行った。その後、内部被ばくのおそれがある傷病者に対しては、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を行い、線量評価を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・住民からの通報の場合は、基本的に119番通報がトリガーとなるが、搬送車両の調整や、搬送先医療機関の選定等、具体的な手順を確認できた。
- ・各医療機関においては、放射性物質による汚染を伴う傷病者の医療処置を行うに当たり、防護措置も併せて行う具体的な手順を確認できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

- ・同時に多数の傷病者が発生した場合の対応等は、今後も検討していく必要がある。
- ・原子力災害拠点病院において、他施設からの原子力災害医療派遣チームを受け入れて合同で医療処置を行うに当たり、受入体制についてもより具体的に検討していく必要がある。
- ・訓練では、派遣されるチームは事前に決定されているが、実際の派遣に係る調整手順の確認や実動による派遣等の訓練について充実していく必要がある。

2.4 原子力事業者が参加主体となる訓練

2.4.1 対策本部運営訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、九州電力株式会社本店及び玄海原子力発電所に対策本部を設置し緊急事態応急対策を指揮するとともに、TV会議システム等を活用し、発電所と本店、本店と中央との間で継続的な情報共有を図る。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会

(3) 訓練内容

玄海原子力発電所対策本部にて、事故状況に基づく事象進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、玄海原子力発電所、即応センター及びERC間における事故状況・対策等に関する情報共有をERSSやTV会議等の情報伝送・通信設備を用いて訓練を行う。

(4) 実施概要

本店及び発電所の対策本部設置・運営

ア 本店

本店対策本部を設置し、情報共有に必要なTV会議、原子力災害情報システム等を立ち上げ、玄海原子力発電所対策本部からの情報収集を行うとともに、これら情報の本店対策本部内への周知、緊急事態に応じた本店対策本部での必

要な指示（プレス資料の作成、OFC等との情報連携）及び各機能班からの報告を実施した。

イ 玄海原子力発電所

玄海原子力発電所対策本部を設置し、情報共有に必要なTV会議、原子力災害情報システム等を立ち上げ、関係機関への通報連絡、プラントの状況確認・把握、必要な指示及び各機能班からの報告、シビアアクシデント対応等を行うとともに、それらの情報について本店対策本部と共有化した。

TV会議システム等を使用した、本店対策本部とERCとの情報共有

玄海原子力発電所対策本部及び本店対策本部で整備した原子力災害情報システムに格納されるプラント状況の情報（主要時系列、EAL発信状況、事象発生状況）等をもとに、統合原子力防災ネットワークのTV会議システムにより、書画カメラによる画像情報も利用して即応センター内のERC対応ブースメンバー及びERCプラント班との情報連携を実施した。

本店対策本部と後方支援拠点との情報連携

後方支援拠点及び本店対策本部間における情報共有をTV会議システム等の情報伝送・通信設備を用いて実施した。

（5）評価結果

【良好な事項及び助長策】

本店及び発電所の対策本部設置・運営

本店

- ・玄海原子力発電所対策本部から配信されるプラント情報の確認・必要に応じた情報内容充実の指示があらかじめ定めた連絡員間で対応でき、プラント情報を含め、発電所支援等に係る対応状況の本店対策本部内への報告が適時対応できた。
- ・シビアアクシデント対応FAX設備等の重要設備の状態に係る情報を壁に貼った「機器状態確認シート」は、適宜情報を更新しており、最新状態の把握に有効であった。また、概略系統図で、機器の状態を「○、（電源喪失）、×、（準備中）」を明示しており、最新状態の把握に有効であった。
- ・原子力規制庁からの派遣者対応として、到着時速やかに、原子力技術班長から本部内で情報共有済みの資料を用いて、簡潔にプラント状況の説明をしていた。その後、総括班長補佐からも概略系統図を用いて補足説明を行っていた。また、原子力規制庁からの質問に対し各機能班員が都度回答を行っていた。
- ・可搬型設備の川内原子力発電所からの輸送について、原子力規制庁からの派遣者を介してERC実動対処班等と連携し、必要な対応内容の確認を行うことができた。
- ・事象進展予測の報告にあたっては、その時間的裕度も適切に示していた。
- ・広報対応として、即応センター内に流れてくる情報だけでなく、積極的に各班と連携して情報を収集・確認し、プレス資料の作成に努めていた。
- ・外部電源（送電線）の停電の原因について、大型マルチモニタを使い、全体に周知されていた。また、壁に貼り付けたシートに確認状況を記載（適宜更新）して情報共有を図っていた。
- ・高圧発電機車の手配要求に対し、迅速に手配し、結果を総括班へ報告するとともに、発電所到着予定時間等の経過も適宜報告されていた。

玄海原子力発電所

- ・プラント情報の収集、発生事象に応じた応急対策、事象進展に応じた対応策の立案・決定・作業指示、これら対応内容に係る情報の玄海原子力発電所対策本部内及び本店

対策本部との連携について、滞りなく対応できた。

- ・初動時の対応として、必要な書類を自席に備えていること、コピー機をスリープ状態からスタンバイ状態にするなど、対策本部内の活動を迅速に行うための配慮がなされていた。
- ・事象が進展した場合のEALの予測について、本部に報告し、通報の準備を事前に行うことが関係者へ周知されており、EAL該当事象発生後、速やかにFAX送信ができるようにしていた。
- ・運転支援班員が本部席に常駐することによる対策本部コアメンバーへの迅速なプラント状態の伝達や班長からの直接の詳細指示及び重要設備の復旧見通しに具体的時間を加えて報告するなど、事故の進展に対して適切な判断が行えるようにしていた。
- ・設備状況シートを用いてプラント全体の状況把握を行うとともに、電源確保策の優先順位等について、ホワイトボードを大画面に映し出してわかりやすく説明していた。
- ・原子力災害情報システムについて、総括班、運転支援班及び保修班は、本部席の発言をほぼ同時にシステムへ入力しており、スピーディな情報共有に有効であった。
- ・構内配置図には、現場で対応している要員状況（人数、要員構成）も記載しており、現場作業状況の把握に有効であった。
- ・ERSSのデータトレンド表示を活用し、状況の把握に努めており、継続する作業、防護指示、その他の要員の退避指示が速やかに行われていた。
- ・事象進展予測、操作影響の検討、操作後の影響監視／操作停止の判断又は追加操作の判断等に係る検討については、負の影響の把握を行うとともに、原子炉主任技術者も積極的に関与していた。

TV会議システム等を使用した、本店対策本部とERCとの情報共有

- ・ERCで何が議論されているか音声でしっかり確認ができ、ERCからの質問に対ししっかり議論しながら対応できた。
- ・プラント情報を適時・的確に情報提供できるとともに、事象進展予測を考慮した考えられる対応策等について共有できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

本店及び発電所の対策本部設置・運営

- ・抽出された以下の改善事項に対する今後の対策として、本部内でのやりとり、機能班間の伝達等について、明確なものとなる改善を行い、関係者へ周知する。
 - ア 本部内における指示等のやりとりにおいて、誰への指示かを発言しない場面が見受けられたことから、発言者は、誰への指示かを発言することを徹底することが必要。
 - イ ERC対応者がERCプラント班に説明している時に、周囲が騒がしかったことから、他班からのマイクの説明はなるべく重ならないようにする必要がある。
 - ウ 総括班長からの指示に対する回答が明確に届かなかった場面があったことから、指示に対して、明確にアクションする必要がある。
 - エ 機器の代替品の手配について、迅速かつ正確な対応が必要なことから、具体的な復旧計画や仕様を明確にし、調達を依頼する必要がある。
- ・後方支援拠点に他電力応援者や外部電源復旧要員等、多数の人が集まってくるが、テントや食事手配のため、後方支援拠点の人数を把握するなどの役割を確認する必要があることから、今後、後方支援拠点と支援を対応する機能班の連携に関する訓練を検討する。

TV会議システム等を使用した、本店対策本部とERCとの情報共有

- ・ E R C に対し、事故対応手順に沿った対応フロー図を使用した説明がなかったことから、今後の訓練においてフロー図等を適宜活用することとし、わかりやすい説明に努めることとする。
- ・ E R C からの質問に対し、E R S S データの社内確認等（データ確認や原因の追求）を実施している場面もあり、対応に一部時間を要す場面があった。また、E R C との情報共有について、プラント状況報告や事故収束対策等で必要となる意思疎通が一部錯綜した。このことから、E R C とのコミュニケーションの更なる向上として、以下の対応を行い、今後も、訓練等の積み重ねにより対応者の緊急時対応能力の向上を図る。
 - ア 書画装置等の有効活用により、視覚による情報提供の充実。
 - イ E R C からの問い合わせ対応に時間を要する場合、定期的な進捗状況の連絡を実施し、状況の共有を図る。
 - ウ 重要な情報については、繰返し発言し、事象の重要性を伝達する。
 - エ プラント状況報告等を含め、当方説明内容の理解確認などコミュニケーションを意識した対応。

2.4.2 通報連絡訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

(3) 訓練内容

事象進展に伴う事故、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文の作成を実施するとともに、社内外関係機関へFAX送信、着信確認等を行う。

(4) 実施概要

警戒事態に該当する事象、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文を作成し、FAXの送信を行うとともに、FAX送信後の着信確認等のため、社内及び社外関係機関への連絡を確実に行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・ 事象の進展に伴うFAX送信等の通報連絡が迅速かつ正確に実施できることを確認した。
- ・ FAX送信後は、発電所対策本部全体に口頭で報告・周知するだけでなく、ホワイトボードに送信結果及び作業状況を表示することで、事象錯綜時においても誰もが目で見て状況が分かるよう工夫がなされていた。
- ・ FAX送信者と電話連絡者を近接して配置していることにより、未達先の情報共有が密にとられ、その後の対応も迅速に行われていた。
- ・ FAX再送時は、FAX番号の誤りがないよう複数の班員による確認（指差確認、復唱）が行われていた。

- ・今回、新EAL及び新通報様式を暫定的に使用し訓練を行ったことで、今後の運用開始へ向けて、関係者の理解が深まった。

2.4.3 警備・避難誘導訓練

(1) 訓練概要

玄海原子力発電所構内作業等者の避難誘導及び退避場所への移動を行うとともに、原子力発電所敷地内への立入制限の措置を行う。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社

(3) 訓練内容

警戒事態に該当する事象発生を起点として作業等者を発電所構内の定められた場所へ避難誘導を実施するとともに、発電所敷地内への立入制限措置の連絡を行う。

(4) 実施概要

作業等者への避難周知・避難誘導として、警戒事態に該当する事象発生を起点に、発電所構内の原子力災害対策活動に従事しない作業等者への避難の周知、避難誘導を実施した。

また、発電所への立入制限措置として、発電所構内への入構箇所である正門及び副門のゲート閉止による立入制限措置の連絡を実施した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・警備・避難誘導に係る活動が手順に基づき確実に実施できることを確認した。
- ・避難者に確実に伝達事項を伝えるため、拡声器を用意していた。
- ・協力会社ごとに代表者から避難者の人数を総務班員に報告する仕組みができていた。

2.4.4 原子力災害医療訓練

(1) 訓練概要

玄海原子力発電所構内における被ばくを伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送を実施する。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社、伊万里・有田消防本部、唐津赤十字病院 等

(3) 訓練内容

玄海原子力発電所4号機での被ばくを伴う傷病者発生を想定し、汚染除去等の応急処置を発電所構内で実施した後、医療機関への搬送に係る関係機関との連携を確認する。

(4) 実施概要

負傷者の救助、汚染拡大防止措置として、管理区域内で発生した負傷者の救助、汚染状況確認、汚染拡大防止措置及び管理区域外への搬出を実施するとともに、医療機関への搬送要請、汚染救急患者記録の作成を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・原子力災害医療に係る活動が手順に基づき確実に実施できることを確認できた。
- ・あらかじめストレッチャーを管理区域境界に待機させ、速やかに搬送できる体制が整っていた。
- ・搬送者は、逐次負傷者に声かけを行い、容態を確認するとともに、安心感を与えていた。また、搬送経路に段差や障害物がある場所においては、搬送者同士が声を掛け合って注意を促すとともに、搬送者1名が進行方向の先回りをし、ドアやエレベーターを開放するなど、負傷者の安全を確保した搬送に努めていた。
- ・負傷及び汚染の情報は「汚染救急患者記録用紙(情報提供用)」に非常に分かり易く、抜けなくまとめられており、引渡し時、記録用紙を渡すだけでなく、口頭でも状況を伝えていた。

2.4.5 事故収束訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、玄海原子力発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止の措置を行う。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社

(3) 訓練内容

事故拡大防止措置として、移動式大容量ポンプ車の準備を行う。

(4) 実施概要

事故収束活動(格納容器内自然対流冷却)準備として、移動式大容量ポンプ車を設置し、ホース敷設等を行った。(一部模擬)

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・事故収束に係る活動が手順に基づき確実に実施できることを確認した。
- ・ポンプ車の停止位置は、作業がしやすい場所に位置決め(マーク)が行われていた。
- ・水中ポンプ組み立てに必要な工具類が、まとめて袋に収納されていた。小さな部材の落下防止(作業安全)や取扱い(効率化)の観点から有効であった。
- ・各ステップ終了時に、リーダーが指差呼称して確認されていた。また、協力会社と分担した作業においても、協力会社リーダーは操作完了後、九電リーダーに確実に連絡していた。

2.4.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

(1) 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点(九州電力株式会社旧唐津発電所用地)で施設の設定・運営を行うとともに、即応センター、OFC等との情報共有等を行う。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会 等

(3) 訓練内容

発電所支援を目的とした後方支援拠点の設営・運営、各班の連携した活動を行うとともに、本店対策本部とプラント情報の共有や発電所支援に関する社内及び関係機関との連携を確認する。

(4) 実施概要

資機材運搬として、福岡資材センター（福岡市内）から旧唐津発電所用地までの資機材運搬を実施し、後方支援拠点において、テント・通信機器等を設置し、発電所支援に係る運営を実施した。後方支援拠点及び本店対策本部間における情報共有をTV会議システム等の情報伝送・通信設備を用いて実施した。また、関係機関（原子力規制庁、陸上自衛隊）との連携を図った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・ 電力、協力会社の混成チームであったが、各自は分担された業務に習熟し、全体として一体感がある対応であった。
- ・ 風が強い状況下であったが、風対策の重しに加え、雨水浸入対策として配備されていた角材を有効活用し、風対策として有効であった。また、電源/通信設備の周辺に注意喚起の区画、表示が行われ、安全面の配慮がしっかりなされていた。
- ・ ケーブル類の配線がきれいに束ねられ、環境整備がしっかり行われていた。
- ・ 拠点の運営に関し、総括班長の指示に基づき、発電所の状況を適宜把握して、各機能班と情報共有を図るとともに、各機能班が連携した各種活動（要員派遣、資機材輸送、傷病者対応）が行われていた。
- ・ 規制庁派遣者（連絡要員）に対し、拠点長及び総括班長が、災害対策支援拠点活動状況等を報告するとともに、連絡要員からもOFCの情報や住民避難状況等の情報の連絡を受け、適切な連携が行われていたことを確認した。
- ・ 陸上自衛隊との連携訓練においても、適切な連携が出来ていることが確認できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

- ・ 抽出された以下の改善事項に対して、今後の訓練において検証し、必要に応じて改善を図ることとする。

ア 指揮所内には、各班長や総括班員のほか、他班要員の席も用意されているが、各班が管理するテント等で活動している時間が長く、空席が目立ったこと、また、現状の指揮所では通路が狭く、要員がやや移動しづらい状況も見受けられたことから、指揮所レイアウトについて、更なる改善を行う。

イ 指揮所内等の情報掲示について、一部記入誤りや更新がなされていなかった。

ウ 救護所に設置されたローカル空調の排気がテント内であったため、暑い環境であった。

エ マップ情報に風向き情報はあったものの、周辺のモニタリング指示値の情報がなかった。万が一の放射性物質の放出に対応できるよう、注意喚起の観点からも、周辺のモニタリング指示値は見やすい箇所に表示する必要がある。

2.4.7 原子力事業者支援連携訓練

(1) 訓練概要

原子力事業者間の取り決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡等及び原子力緊急事態支援センターから提供を受けた現場偵察用ロボットを用いた操作を行う。

(2) 訓練参加機関

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター

(3) 訓練内容

原子力事業者間協力協定及び原子力事業における相互協力に関する協定（以下、「西日本5社アライアンス」という。）に基づく他の原子力事業者への情報連絡、資機材提供・要員派遣支援に係る要請連絡並びに美浜原子力緊急事態支援センターへの情報提供・支援要請の連絡訓練を行う。また、美浜原子力緊急事態支援センター所有の現場偵察用無線ロボットの操作を行う。

(4) 実施概要

支援要請

原子力事業者間協力協定等に基づく他の原子力事業者（幹事会社）及び美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡・支援要請の連絡を行った。

資機材の確保及び要員派遣

原子力事業者間協力協定等に基づく発電所支援のための連携及び他の原子力事業者からの応援派遣者も含めた体制で自治体訓練である避難退域時検査の支援を行った。

現場偵察用無線ロボットの操作

美浜原子力緊急事態支援センター所有の現場偵察用無線ロボットの操作習熟を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

- ・原子力事業者間協力協定等にて定めるマニュアルに基づき対応ができることを確認できた。
- ・発電所支援のための連携ができていること、他の原子力事業者からの応援派遣者も含めた体制で自治体マニュアルに基づき対応できることを確認した。
- ・美浜原子力緊急事態支援センターと連携したロボット操作が支障なく実施できることを確認した。

2.4.8 緊急時モニタリング実施訓練

(1) 訓練概要

玄海原子力発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び玄海原子力発電所対策本部への連絡を行う。

(2) 訓練参加機関

九州電力株式会社

(3) 訓練内容

炉心損傷発生の可能性を想定して、必要なモニタリング手法等により、海側敷地境界付近を含む放射線測定等を行い、その結果を関係機関に連絡する訓練を実施する。

(4) 実施概要

可搬型エリアモニタの設置及びモニタリングカーによる緊急時モニタリングの実施並びに必要なに応じて測定結果を関係機関へ連絡した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

可搬型エリアモニタの設置

- ・緊急時モニタリング活動が作業手順に従い、確実に実施でき、必要に応じて関係箇所への連絡が行えることを確認できた。
- ・可搬型エリアモニタ及びアンテナを固定ロープで固縛する金具が設置場所にあらかじめ埋め込まれており、確実に固定ができるよう工夫されている。また、設置位置を明確にすることにも役立っている。
- ・風が強い環境においても想定時間以内に設置でき、併せて伝送状態の確認も実施されていた。
- ・運搬に際しては、場所によっては徒歩が必須であり、段差等の場所があるが、運搬時に担ぐなどの方法により最小限片手の自由は確保しており、安全行動につながっている。
- ・設置の報告とともに、通信の状況についても本部と確認することで、設置方法及び場所のダブルチェックが出来ていた。

モニタリングカーによる空間線量率測定と空气中放射性物質測定

- ・手順を確認し、指差呼称して電源操作や測定を実施していた。
- ・データの確認や本部とのデータ授受に関して復唱することで、データの取り違い防止に努めていた。
- ・測定器搭載車両でもあることから、運転には最新の注意を払い、右左折時や車両の方向転換時等にはモニタリング要員同士で声かけを行い、車両事故防止にも十分な注意を払っていた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

可搬型エリアモニタの設置

- ・抽出された以下の改善事項に対して、今後も、定期的な訓練等の実施により習熟度の向上を図るとともに、作業手順や設置方法等について更なる改善を検討する。

ア 長尺のアンテナポールを設置するにあたって、ロープ固定に時間がかかっていた。張り調整ができるロープの結び方について習熟を行うとともに、金具等による簡易なロープの固定方法等について検討が必要。

イ コネクタキャップを取り外した後に、モニタ上に置いたり、手に持ったまま他の作業を実施することで、紛失や作業支障になる可能性があるため、小物を保管するための工夫を行う。

ウ 場所によって、アンテナを高い位置に設置する場合には、ケーブルも長くなり、そのままではアンテナのコネクタにケーブルの自重による負担がかかる可能性があることから、ケーブルをアンテナポールに固縛するなどの検討を行う。

エ 設備が同様のケースに収納していることから、より効果的な識別を行うため、分かり易い識別表記を検討する。

オ 設置用治具の取り扱いについて、個体差をなくすような方法（設置・固縛方法の改良）の検討が必要。

モニタリングカーによる空間線量率測定と空气中放射性物質測定

・抽出された以下の改善事項に対して、モニタリングの基本動作であることから、日常の業務を通じた意識付けを実施する。

ア 本部からのモニタリング要請時に所内データの提供を受けていることから、図面等によりモニタリング範囲・方法について、本部策定のモニタリング計画の意図を理解した上でモニタリングを開始とすることが望ましい。

3 訓練方法の評価結果

3.1 訓練方法の評価の重要性

「緊急時対応」を含む原子力防災のP D C Aサイクルを進めるためには、実践的な訓練により抽出された教訓に基づき、計画・体制、具体のマニュアル等の改善のほか、訓練方法の評価を行い訓練の質を高めることが重要である。このため、訓練内容や方式の充実のほか、訓練の高度化を進めることを目的に訓練方法の評価を行った。

訓練方法の評価では、原子力総合防災訓練の目的を踏まえ、訓練項目に応じた訓練目標、主要活動項目、訓練内容、方式、シナリオ、状況付与、訓練編成、統制事項等の訓練計画の作成状況、計画に基づく実行、状況に応ずる処置等の計画の実施状況について確認した。

3.2 訓練項目ごとの訓練方法の評価結果

(1) 緊急時体制確立訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

各拠点

(訓練企画)

・原子力災害対応は、福島事故のような実災害を想定し、関係省庁を含めた要員の役割認識や交代要領を重視した要素を取り入れるなど訓練の充実について検討が必要である。

官邸・ERC

(訓練企画)

・訓練開始直前の機器確認等を重視した訓練計画に基づき、参集要員の大部分が訓練当日朝7:30に集合、訓練準備を行い、8:30からの訓練に備えているため、開始時には活動の体制が整った状態であった。そのため、参集要員の初動対応等の一部について評価することができなかった。緊急時体制確立訓練の実施を通じ、その実績やプロセス評価を実施する場合は、別途機会を設け原災マニュアル等にある初期の体制から訓練を開始するような方法を採用することも一案である。

OFC

(訓練企画)

・本訓練では、本来参集しない要員も参加し活動していたが、最低限の訓練の前提条件

として、参集の時期は計画やマニュアルに基づいた実践的な訓練について検討が必要である。

- ・各機関からの要員派遣については、派遣のための具体的調整をどのように行うのか、必要な体制確立にどの程度の時間を要するかについて十分な訓練ができなかったため総合防災訓練と切り離して確認しておくことの検討も必要である。この際、道府県の災害対策本部との関係も含めたOFCの役割、派遣要員の任務・役割について明確とすることについて検討が必要である。

(2) オフサイトセンター運営訓練

【良好な事項及び助長策】

(訓練企画)

- ・関係機関が一堂に会し、それぞれが役割を担った上で、手順を確認する点においては意義のある経験となった。
- ・原子力災害に関する知識やマニュアルに基づく役割について、研修や拠点運営訓練に参加することにより、どのように行動すべきか習得することができた。
- ・国の総合防災訓練に参加することを通じて、ERC、EMC等との連携や、現地と中央での情報共有・意思決定の流れについて習得することができた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

(訓練企画)

- ・緊急時対応業務の基本的手順の習得を重視した訓練により、一定程度の能力向上ができたものの、時間的制約のなかでの対応について訓練の余地がある。このため、別途、時間的制約のなかで、情報共有や意思決定のために必要となる資料の作成や会議の開催判断等を重視した訓練を企画し、能力を向上・確認することが必要である。この際、実施方針の理解を促進するためには、作成手引きの準備や班マニュアルに例示として掲載することも有効である。また、各種マニュアルについては、閲覧可能な資料として机上に準備しておく必要がある。
- ・防災要員に求められる能力(役職に応じた知識・技能)が備わっていることを確認することは重要である。このため、役職に応じた知識・技能の体系的整理が必要である。
- ・原災法第10条事象及び15条事象の発生時刻、会議の実施時期を固定的に定め、多くの訓練項目を盛り込んだ形で訓練を企画し、参加者に事前に開示した上で訓練を実施している。このため、参加者は状況推移を認識しているので予定の時期に所要の活動を行い得る。訓練目的の一つである「防災体制の実効性の確認」の検証のためには、評価すべき対象・事象を明確とし、評価の対象となる活動を促す状況付与計画及び評価基準の検討が必要である。
- ・「玄海地域の緊急時対応」に基づく応急対策に係る各拠点間、各機能班間、関係地方公共団体、実動組織等との調整行為のみに限定された訓練となっていた。一案として、地震を含む自然災害により防災要員の参集や輸送手段の確保に制限を受けるなど状況の特質を考慮した上で、住民避難に係る時期・要領の意思決定や計画の修正を含む避難要領等を、自治体の災害対策本部、実動組織等と調整・連携し課題を抽出する訓練とすることが効果的である。
- ・関係機関の防災要員が活動全体の流れを習得することや、地域住民が自らの役割を理解することを重視した訓練としては十分な意義があるものの、原子力災害時において求められる対応能力を検証する機会としては充実の余地がある。このため、総合防災訓練とは別の機会に、求められる対応能力を検証するための要素訓練及びAARを計

画・実施することが望ましい。

- ・準備段階から多くの関係者の参画を得て、2日間にわたる国内最大の原子力防災訓練となっているものの、成果として得られる教訓が十分とは言えない部分もある。その要因は、成果として求めるものが明確ではなく、また、全ての活動を盛り込んだ形で実施することに重きが置かれていることにある。したがって、中期的な観点から実施すべき訓練項目・内容を精査し、当面の5ヶ年の訓練計画や年度訓練計画を策定するなど国全体として保有すべき原子力防災対応能力の構築に向けた検討が必要である。
- ・関係地方公共団体や実動組織との調整・連携を含む訓練が実施できる貴重な機会であるため、関係機関との連携を含む機能別訓練を充実する必要がある。
- ・訓練の準備段階から、現地の原子力防災専門官、関係地方公共団体、実動組織等と調整・連携しながら訓練を進めることができれば、より質の高い訓練を実現することができたとも考えられ、訓練企画関係者で緊密な調整・連携について検討が必要である。
- ・2日目のOIL2の判断に基づく一時移転訓練における意思決定において、訓練時間の制約もあり、一部状況付与に依らざるを得なかった。今後は可能な限り、各機能班と県災害対策本部との連携について取り入れることの検討が必要である。
- ・原子力防災の十分な知識があることにより、事態の進展に応じた柔軟な対応ができることから、今後、訓練の効果を高めるためには、知識や能力を維持するような、県レベルの研修及び訓練の充実が重要である。
- ・住民の甲状腺スクリーニングに関する事項があるが、本訓練においてはシナリオの時間軸が合わないため、別途、要素訓練で実施するなど訓練の充実について検討が必要である。
- ・ERC実動対処班との連絡・調整は実施できたものの、OFCに参集した実動組織との調整・連携を作為する状況付与がなく、その要領について必ずしも十分な訓練とならなかった。このため、訓練目的の一つである班マニュアルの検証を実現するため、状況付与のやり方について十分に検討をし、それぞれの実動組織のマニュアルを検証できるようにする必要がある。具体的には、現地における支援、県及び各機能班を通じた調整・連携要領について明確とし、実動組織の担任区分等の決定のための調整・連携、部隊運用の決定、派遣部隊等の現場支援までの一連のプロセスを含めたシナリオについて検討が必要である。
- ・国職員到着前の現地要員によるOFC活動を検証するために、原災法第10条事象の発生時刻を9:00頃とし、国職員のOFCへの移動開始を9:00以降とすることにより、現地要員による活動時間を確保することが可能となる。これにより実践的かつ効果的な訓練が可能となるため訓練シナリオの検討が必要である。
- ・福島事故の教訓を踏まえて、プラント情報の活用の仕方や屋内退避の重要性を考慮した訓練の取り入れについて検討が必要である。
- ・平時から、防災対応に関する自らの役割・責任を認識した上で様々な取組を行うことが重要と考える。現状の訓練は、防災要員に求められる知識・技能を確認するための訓練となっていないため、研修や訓練による能力確認の在り方等を再整理し、基盤強化に繋がる取組について検討が必要である。

(訓練統制)

- ・訓練全般を通じて、訓練すべき事項や状況付与については充実の余地がある。このため、屋内退避住民や避難所に対する物資の緊急輸送等の活動のほか、地震の影響により国要員が参集できない場合での活動等の訓練について充実が必要である。また、状況付与計画の作成や、レスポンス等の訓練参加者への対応、機能班や要員の活動に対

する評価と共有等の充実を図るため、関係省庁の協力を得るなど訓練統制の体制強化について検討が必要である。

(3) 情報共有及び意思決定実施訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

E R C

(訓練企画)

- ・原子力災害発生時における緊急時対応業務の基本である情報収集、整理・分析、関係機関との調整・連携の上、防護措置を実行するという重要なプロセスが含まれていない。緊急時に何が必要かを自ら認識した上で臨機に対応することが重要であり、つまり、防災業務関係者には災害対応に当たる使命を担っているとの意識を持たせ、緊急時に求められる役割を遂行するための知識・技能の習得・維持を図るための訓練の実施についても検討が必要である。
- ・事象発生後、各拠点・各機能班で実施すべき事項、目標及び達成状況が全般として不明瞭であった。OFCとERC間の情報連絡・共有手段として、活動情報システムが活用されていたが、状況認識の統一を図るために、情報の可視化や機能班責任者会議を開催するなど、重要な場面において集約した情報を共有することや関係者へ指示・周知する訓練要素を取り入れることを推奨する。
- ・地震発生後、原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当したことから施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等の要請を行うに当たって、設備の故障が訓練開始の8:30よりも前に発生する訓練シナリオになっていたため、要請文案の準備や確認に係る活動が十分に行えなかった。状況付与として、警戒事態の要請文(第2段)のトリガーとなる設備故障は開始後に発生させることについて検討が必要である。

原子力施設事態即応センター

(訓練統制)

- ・事業者又は訓練参加者への対応は、派遣要員に事前に渡された無線機を使用してコントローラーとの確認を行いつつ対応を行った。次年度以降は、原則各拠点にコントローラーの配置を行うべきだが、やむを得ず配置のない拠点は、訓練参加者へコントローラーとの連絡手段を保持させることにより対策等をすることが望ましい。

O F C

(訓練企画)

- ・機能別訓練、拠点運営訓練等の全体としての訓練体系を確立するとともに、年度及び中長期で実施すべき訓練項目・目標を明確にする必要がある。また、現地で実動を伴う住民避難、避難退域時検査場所の開設・運営等の訓練については、道府県が実施主体となることが効果的であるため、訓練の実施主体について検討が必要である。
- ・本部等が行う意思決定に係る訓練では、組織(個人)が、状況の推移に応じて行う判断・決心の適時性・適切性について確認することが必要である。一方、現場活動は、必要な知識・技能が備わっているかを確認するとともに活動の指示を受けてから完了するまでの対応の流れが実効的かつ合理的なものであるかを検証することにある。これらを同一シナリオの訓練で実施することで、その目的が達成できない場合もあることから、それぞれの目的に応じて実施要領の検討が必要である。
- ・訓練実施要領では、第二段階の訓練内容として「中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練」を掲げているが、複合災害対応においては、その意思決定プロセスに主として係わるのは国と自治体の災害対策本部である。意思決定プロセスにOFCが重要な役割を担うかのような訓練内容となっていることから、

体制も含めて内容の変更について検討が必要である。

- ・災害現場で活動する実動組織の部隊が必要に応じて設置する合同調整所とOFC実動対処班等との連携要領について検討することが必要である。その上で検証又は練度の向上を目的とした訓練を行うことが必要である。

(4) 緊急時モニタリング実施訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

(訓練企画)

- ・放射性物質の放出後から一時移転地域の特定までのプロセスが省略されており、関係者間でこの段階に求められる対応は何かについて十分な検討がなされていない。また、緊急時モニタリング結果は、最優先で公表されるべきものであり、広報対応も含めて訓練で確認することの検討が必要である。

(5) 広報対応訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

E R C

(訓練企画)

- ・全面緊急事態の発生が1日目の後半になっていることにより、事象発生を受けたE R Cでの記者会見が訓練終了時間(17:00)までに終了しなかった。このため、1日目の訓練全般の目的とともに記者会見に係る訓練の目的も達成できるよう記者会見に係る訓練内容・時間の見直し、全面緊急事態の発生時刻の見直し又は訓練終了時刻の見直しなどについて検討が必要である。

O F C

(訓練企画)

- ・模擬記者会見において、プレス発表計画策定、会見後の議事録作成等を実施していたものの、全体として広報活動が緩慢であった。今後は、模擬記者会見の追加や状況付与等の工夫により、訓練内容の充実について検討が必要である。

(6) 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

(訓練企画)

- ・OFCへの国職員等の派遣調整のため、状況に応じて関係省庁と調整を行ったが、派遣に係る時間軸と実際に行われている実動時間軸について一致しておらず混乱が生じている状態であった。「現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練」の目的は、実施要領に「内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を実施する。」と明記されており、今後、訓練の目的を達成するためには、緊急輸送訓練として別途、調整活動を訓練範囲に含む機能別(要素)訓練として実施することについて検討が必要である。

(7) 原子力災害対策本部等の運営訓練

【良好な事項及び助長策】

(訓練企画)

- ・段階的訓練を通じて、早期から各人の任務や活動要領を確認する機会を設けることで訓練効果が得られた。今後は、各機能班単位で実施する要素訓練等を取り入れるなど

訓練を充実させる必要がある。

【改善すべき事項及び今後の対策】

(訓練企画)

- ・震度分布を踏まえた被害想定に留意し、自然災害のシナリオについて検討が必要である。
- ・対応の長期化に備えた休憩スペースの準備や非常食の配布等、後方支援に係る訓練の充実を図ることの検討が必要である。
- ・原子力災害対策マニュアル上では、施設敷地緊急事態発生後に参集することとなるが訓練開始前に要員が参集していたため、初動段階から機能班間の調整や共有が行われていた。また、会議資料もあらかじめ準備されており、要員が官邸に到着するタイミングや資料の複製に要する時間を考慮すると、発災時に同様の動きをすることは不可能である。円滑な訓練実施を追求することも必要だが、万一の発災の場合に対応できなくなるおそれがある。今後は、要員は警戒事態でまずE R Cに参集して、施設敷地緊急事態発生の前で官邸に移動する要領を行うなど初動時の対応を重視した訓練の充実について検討が必要である。
- ・訓練シナリオ、会議資料、想定問答集等が事前に準備されており、防災要員の対応能力の向上に繋がる訓練となっていないため、別途、ブライント要素を導入した実践的な訓練の検討が必要である。
- ・実践的な意思決定を促すような要素訓練を定期的実施するとともに、訓練の種類として、参集訓練、通信訓練、安否確認訓練、後方支援訓練、事態対処訓練、対策立案会議訓練、情報分析訓練を含む訓練体系を確立した上で、各要素訓練を適切に組み合わせた年度訓練計画を策定することも一案である。
- ・訓練参加者に対して、全体の流れを把握させるなどの教育的な要素が強いが、別途、「同じ拠点において、各班との連携を行う訓練」、「得られた情報から判断・決定する訓練」、「関係機関と調整を行う訓練」、「計画している災害対応の流れが妥当であるか検証する訓練」等の目的に応じた訓練項目を設定するなど防災要員の能力向上を図ることについて検討が必要である。
- ・より実践的な訓練を行うため、長期の対応を踏まえた各班の勤務交代や仮眠・食事のほか、休日・夜間の対応を含む一連の活動について訓練を通じた検討が必要である。
- ・訓練後に判明した課題に対して、P D C AサイクルのAction（改善）を実現するため専門部署（プロジェクトチーム等）を設置し、関係省庁と連携して、課題について具体的に検討・改善する仕組みを提案する。
- ・警戒事態発生前に参集要員が集まった状態で訓練が開始されたものの、本来、初動においては少ない要員で対応をすることが予想されるため、各班数名での対応を求められるような実践的な初動対応訓練を取り入れることの検討が必要である。
- ・訓練参加者（特に、未経験者）に対して、統合原子力防災ネットワーク端末、電話、F A X、複合機、活動情報システム等の取扱操作のほか、原子力災害対策マニュアルを基にした各機能班の活動内容に係る研修等の教育を充実させることの検討が必要である。
- ・予備要員も含めた班員が参加しているため、活動環境が狭隘で端末や電話等も不足し活動内容も十分ではなかった。予備要員も含めた訓練を効果的に行うためには、訓練参加者に応じた訓練内容・実施要領の立案、事前訓練も含めた計画的な訓練企画とするなどの検討が必要である。
- ・訓練参加者に対する状況付与・レスポンス班の対応については同班要員の専門的知識

が必ずしも十分ではない部分があった。このため、関係省庁等の要員の同班への増員について検討が必要である。また、状況付与が必ずしも十分ではなく訓練参加者の活動が緩慢になる場面も散見された。このため、訓練すべき事項・状況付与について機能班から提案する枠組みを設けるなど訓練の充実について検討が必要である。

- ・自然災害及び原子力災害との複合災害への対応能力を向上させるため、自然災害の被害情報等を含む状況付与を取り入れた図上訓練等の検討が必要である。
- ・原子炉等規制法第64条第3項の危険時の措置命令に関して、原子力災害対策マニュアルに基づく手順の確認について訓練に取り入れることも一案である。
- ・中央合同庁舎第8号館へ移動して非常災害対策本部事案対処部門と合同で、シナリオから一部切り離れた形で、物資調達・輸送の省庁間調整等に係る訓練を実施したが、両本部の連携について十分な検証機会を得ることができなかった。当該訓練に関する状況付与を見直すとともに現地を含む両本部との連携について、その体制が有効に機能するかも含め検討・検証すべきである。
- ・物資の要望・供給について訓練を計画していたものの、調整が十分ではなく効果的な訓練ではなかったため、今後は、関係部署との事前の調整を行い準備することについて検討が必要である。

(訓練統制)

- ・大規模自然災害においては、広域停電や通信回線の不通により各拠点間の連絡が制限を受けることがあり、例えば、地上回線が不通となり衛星回線での対応を余儀なくされる状況を作するなど、通信機器の不具合を状況付与として取り入れることも一案である。

(その他)

- ・国際基準に適合する訓練を目指すためにも、訓練のチェックリストを早急に確立し、それを基にした成果の定量化(数値化)について検討をすることも一案である。

(8) 災害対策本部等の運営訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

(訓練企画)

- ・国との合同で訓練が行われたが、自然災害に係る被害想定が訓練直前まで決まらなかったことや、やや現実性に欠ける部分もある被害想定であったことから、訓練に少なからず影響を及ぼした。このため、関係者と早期に被害想定に係る調整を行い、地震による停電や通信インフラの被害を加え、内閣府(防災担当)との連携も含めたより実践的な訓練の検討が必要である。

(9) P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

【改善すべき事項及び今後の対策】

(訓練企画)

- ・実際の要配慮者の避難においては、健康状態に応じて介助者が付き添うなど避難において考慮すべき事項があるため、引き続きより現実に即した内容を検討し、地域住民の方々の要望を反映した訓練にすることを検討が必要である。

(10) P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練

【良好な事項及び助長策】**(訓練企画)**

- ・住民避難訓練に参加した地域では、自主防災組織を結成し、要避難者名簿を独自で調査しており、自家用車避難困難者の把握や情報伝達時の遺漏を減らすことができた。行政のみのサポートには限界があるため、避難計画の実効性を高めるためにも「自助」「共助」の協力の重要性を原子力災害時においても実践すべきであり検討が必要である。

【改善すべき事項及び今後の対策】**(訓練企画)**

- ・避難・屋内退避、緊急時モニタリング、安定ヨウ素剤の配布、一時移転等の訓練を行うこととしているが、実動を伴う訓練の課題を抽出するためには、国の訓練シナリオから切り離して道府県の個別訓練とすることが効果的であるため検討が必要である。

(11)UPZ内住民の屋内退避実施訓練**【良好な事項及び助長策】****(その他)**

- ・原子力災害の事態進展、PAZ及びUPZ内住民の避難行動の違いのほか、住民に対して「まずは屋内退避」という意識が例年以上に高まったことから、今後の広報においても屋内退避の重要性を継続的に周知することについて検討が必要である。

【改善すべき事項及び今後の対策】**(訓練企画)**

- ・UPZ内住民の屋内退避における住民広報や物資補給が重要であることから、引き続き自治体レベルの訓練が重要である。
- ・福島事故の教訓から、放射線以外のリスクも十分考慮した避難と、確率的影響を防止するための屋内退避を重視した訓練とすることが望ましい。このため、訓練の目的を明確にして、住民の健康リスクを考慮し避難の体制を整えた上で安全に避難させることや、無用な放射線被ばくを防止するために屋内退避を重視した訓練を計画することについて検討が必要である。

(12)UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練**【改善すべき事項及び今後の対策】****(訓練企画)**

- ・2日目のOIL2の判断に基づくUPZ内住民の一時移転訓練においては、佐賀県玄海町のみが国シナリオにて実施したため、長崎県や福岡県との一時移転に係る調整・連携を行うことができなかった。今後は、3県の防災訓練の場を活用して、一時移転に係る調整・連携を含めた訓練の充実について検討が必要である。
- ・避難退域時検査場所は、複数箇所を同時に開設・運営する場合も含めた人員・資機材の確保を含めた訓練の実施について検討が必要である。
- ・健康リスクや不安を抱えた住民に対する避難時の配慮を重視した訓練について取り入れ、地区内の消防や職員等への事前研修のほか、訓練を繰り返し実施していくことが必要である。
- ・一部住民しか参加していないため、今後は、多くの住民に参加を促すことや、訓練において避難させる地区を毎年変更するなど訓練の工夫について検討が必要である。

- ・自然災害及び原子力災害との複合災害においては、避難における渋滞の発生が予想されるとともに、学校等の児童・生徒の引き渡しも訓練に取り入れるなどより実践的な内容の訓練について検討が必要である。

今後に向けて

本報告書は、平成29年9月に実施した原子力総合防災訓練について、あらかじめ定めた訓練の評価要領に基づき、訓練の実施成果として取りまとめたものである。今後は、本報告書で取りまとめた訓練の評価結果を踏まえ、玄海地域原子力防災協議会での検討を通じた「玄海地域の緊急時対応」の改定や、各種計画・マニュアル類の改善等を進めていく。

また、原子力総合防災訓練についても、今回の訓練では十分に実施できなかった項目をはじめ、訓練の方法やメニューの更なる充実・高度化を図り、より実践的な訓練となるよう絶えず不断の見直しを進めていく。